

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会 (第26回) 会議録

会 議 年 月 日	平成24年12月18日(火)		
開 会	午後2時00分	閉 会	午後8時26分
場 所	5階 議場		
出 席 委 員 (9名)	委 員 長 橋尾泰博 副委員長 房安 光 委 員 島谷龍司、伊藤幾子、桑田達也、湯口史章、上紙光春 上田孝春、上杉栄一		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 出 席	田中文字子、石田憲太郎、平野真理子、金谷洋治、太田縁、寺坂寛夫、 砂田典男、山田延孝、中村晴通、角谷敏男、寺垣健二、入江順子		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁舎整備局長補佐 : 竹内 一敏 財産管理課管材係主幹 : 福井 一朗 庁舎整備局主任 : 宮崎 学 庁舎整備局専門監 : 前田喜代和		
傍 聴 者	11名(別添のとおり)		
傍 聴 者 (報 道)	日本海新聞、産経新聞、朝日新聞、毎日新聞、中国新聞、読売新聞、 時事通信、共同通信、日本海ケーブルネットワーク、山陰中央テレビ		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後2時00分 開会

◆橋尾泰博 委員長 それでは、ただいまより鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会を開会をいたします。昨日までの議論を確認をいたしたいと思っております。現在6番、7番の協議に入っておりますけれども、各委員の皆さまがたの御意見が、取りまとめの作業が進まないということでその打開策として、上杉委員の方からこの6番、7番に盛り込まれることを想定をして、3つの項目がございます。まず1つは、鳥取市が示されたその他費用10億2,000万円の取り扱い、それから2つ目が、この日本設計の報告書でございます、新築ができる可能性があるという参考意見の取り扱い、それから3つ目が、住民投票実施前に鳥取県建築士事務所協会の文言をどう取り扱うかという3つの項目について、昨日、こういうことを検討してはどうかということで、具体的な検討案というものを示していただきました。昨日は時間も遅くなりましたので、それぞれ各会派に持ち返っていただいて、今日の特別委員会に各会派の御意見をまとめて御出席をいただきたいという旨で、昨日は特別委員会を閉会をいたしております。ということで御確認よろしゅうございますか。はい。それでは、それぞれの会派で3項目にわたって御検討いただいたというふうに思います。新の上杉さんでいいですか、新の方は。まず、新の方からのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

◆上杉栄一 委員 はい。昨日提案し、私の方でさせていただきましたので具体的にそれについては、そのまま協議をしていただきたいということで、委員長の方にお許しをいただいて、これはそれぞれの会派の判断を、昨日の協議事項というか、宿題の判断をいただいた後ですけれども、協議の3というかたちで、新たな文章について検討していただければということで、委員長の許可をいただいております。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、続きまして結の上田委員お願いをします。

◆上田孝春 委員 はい。それでは、会派で議論した結果についてというか、考え方についてお話をさせていただきたいというふうに思います。まず1点ずつ、ちょっといかせていただきたいというふうに思います。文化財や土壌汚染の関係の10億2,000万については、うちの会派では基本的には反対、入れることにね。それはなぜかと言うと、やはり今回の特別委員会でその議論ってというか、この検討する課題の中で、課題の大きな目標、目的というのは、やはり20億に対して日本設計に委託をして議論をして、いかに実現できる方向で議論してきた経過があるわけですから、日本設計が、日本設計の検証したものではないという1つの考え方の中で、今回の報告は日本設計の報告に基づいて、委員長報告に入れようとするものですから、これは入れるべきじゃないという基本的な考え方です。

仮に、仮にですよ、仮に入れるとするならば、入れるとするならば、日本設計の報告をまとめて、まとめた後で、また住民投票の際に詳細が不明であったものについて市の方から文化財それから土壌汚染、こういったものについて10億2,000万かかるというかたちで別で報告すべきだと、仮に、基本的には報告に入れないという考え方です。仮に入れるとすれば、そういったかたちでずるずると日本設計の検証と併せてずるずるというかたちでのくくり方というか、文章の流れはできないということで基本的には、そういったうちの会派としての考え方で

す。それから、もう1つは、県の設計事務所協会の件、これにしても、これにしても、今この特別委員会で県の設計事務所協会を入れる、入れん、の話が出ておりますけれども、この委員会で議論したものではないという1つの考え方です。ですから、この問題は委員長報告に入れないと。それで、設計事務所協会が異議の申し立てというか、名誉の問題が出ております。これは、議長サイドでやはり検討会で議論した結果というか、経緯があるわけですので、そちらの方で議論するべきだということかたちで、この特別委員会での報告に入れることはだめっていうか、入れられないという考え方です。それからもう1つの一番大きな新築の件です。この問題についても基本的には入れないと、入れるべきではないということなんです。これは、今まで僕もこの特別委員会で申し上げてきましたけれども、この特別委員会は住民投票の結果に基づいて、住民投票の結果を尊重して、それにできるだけ近いものを実現していこうというかたちで議論してきた経過があるというかたちで、県の設計事務所協会、県じゃなしに、ごめんなさい。日本設計から議論をしてできることできないことを指摘を受けながら実現可能なかたちにしていこうというかたちでこの変更というか、一部変更して議論してきたと、それで33億2,000万かかるというかたちになってきたと。だから、特別委員会としては、それが大きな主目的であるということなんです。ですから、これだけかかるだったら新築云々というそういったものを特別委員会でまとめて委員長報告にするということにはできないということです。

やはり我々はこの住民投票の結果を尊重して市民の声、それから住民投票の結果を尊重していかないといけんということが大きな基本的な考え方であるわけですので。ですから、この委員長報告の中に新築云々というかたちの文言を入れることに対しては認められないというか、うちとしては了解ができないという会派の考え方であるということをお願いしたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、清和会さんはどなたでしょうか。湯口委員でよろしいですか。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 まず、うちの会派の方では、まず、別途でかかった10億2,000万については、どういうふうに入れていくかは別として、やはり特別委員会が設置された以後明らかになったこれは事実ですし、併せてこのかかる費用についても直接この耐震化を進める上で必要不可欠なものですから、改めてそれを載せないということではなくして、やはりきちっとこれは、当初には明らかでなかったということ踏まえてもやはり載せておくべきだという御意見が多かったです。それから、課題については以前のうちの方で出していたような内容をやはり列記していただくということと、それから新築については、総額がこれくらいになれば同規模のものの新築の可能性というものがありますよというのが、専門家としての参考意見と言いますかね、詳しい、じゃ、具体的に工事費を積み上げてというような確認まではしておりませんが、そういった御意見が出たということについては、私は何かのかたちで載せておいた方がいいだろうというふうに思っております。

ただ、御意見が委員の中で分かれるということであれば、そのあたりのその記述についてはこだわりませんが、そういった意見がうちの方では多かったということです。それで、最後に事務所協会の件ですけども、これは検討会の中でいろんな過程や経過があって、ああいう

取り扱いをされたということですので、改めてこの場で確認をして云々ということではないということを考えますと、これはやはり議長を中心にしてきちっとした各派の代表者等で御検討いただいて、公の立場での回答をやっていただくという方が、本来の筋だろうと思いますので、そういった対応をしていただければ、改めてここにどうしても載せてくれということではないということだけ申し上げておきたいと思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、続いて公明党の桑田委員、お願いします。

◆桑田達也 委員 はい。公明党は協議3のこの案の2のとおりでいいという結果です。10億2,000万その他費用のところの続くりの部分については、昨日の特別委員会で指摘もありましたから、その文言の修正は若干の入れ替えはあったにしても、内容そのものは否定するものではありませんし、まずこの私たちのこの現在の特別委員会が、今日まで議論を重ね、協議を重ねてきた結果であることにこれは間違いない、そういうことをございます。それからさらに、この特別委員会がどういう位置付けであるかという、これはもう第1回の鳥取市庁舎に関する特別委員会、ここからずっと検討会も踏まえて今日まで至っているという流れを考えれば、否定する文言は1つもないというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 続いて共産党、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 はい。まず、その3点についてですけど、建築士事務所協会のことについては、この名誉回復等々と言われてはいますが、これはこの特別委員会で取り扱うことではないと思います。それで、昨日、提案もありましたし、別のところでやっていただきたいと思います。ですから、この報告書には上げないということ。それで、次に10.2億円の件ですが、これまで私は、この委員会の中で市当局が示したという、あくまでも日本設計の検証のものではないと、市当局から示されたものだということをはっきりと示してほしいということを申し上げてきましたけれども、昨日、会派に持ち返りましてもう一度この最初からこの委員長報告の1のところから、こう何度も何度も読み返して、ちょっと考えてみたんですけども、この10.2億円のこと、確かにこの特別委員会の初めの方でいろいろこれから調査していきますよとかね、文化財のことについても、土壌調査についてもいろいろ報告がありました。そういう流れからいっても、私たちの特別委員会っていうのは現在地でね、住民投票の結果に基づいてやっていくんだということで取り組んできておりましたので、必要な調査であるという認識は当然持っています。それで、このように10.2億円というものが出されました。これについては市議会だよりの臨時号、これにも市当局から示されたものっていうことで、但し書きがついているわけでして、実際これを特別委員会でどうのこうのと練ったものでもない、既にこの43億という数字が独り歩きをして、私はその誤解を解くためにも、誤解というものが無いためにもということで、市当局が示したっていう言葉を入れてほしいと言ったんですが、もうやっぱりもう既に広まっている、誤解されているなと思うと、ちょっとこれをとっていいかなと私は思ったんですよ、会派で相談してね。それで、もうすっきりとその部分は削除して、例えば、今日新のかたから出された文言で言えば、その部分はちょっとさらにのところですね、さらにのところの文章を外していただくということ、それとあと、43億4,000万の現在地で建て替えのできる可能性について、ここについては、当然この特別委員会の目的というのは、耐震改修を進めてい

く特別委員会であるということを委員長も特別委員会の中で目的を述べられておりますので、その点から言えば、当然こういった考え方が起きるわけではないと思いますので、これは書く必要がないと思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい。それぞれ昨日の議論を深めていく御提案に対して各会派で御議論をいただき、ただいま各会派の御意見をいただきました。その3項目についてのお考え、各会派のお考えは御理解できたというふうに思います。ということでございますけれども、今のこの報告書の続きからいけば、工事費 33 億 2,000 万円、工期 2 年半と示されたというふうなことが 6 番の提示されましたと、その続きで皆さんの御意見をいただく中で、日本設計の検証というものはまとめて、それから、鳥取市から出された 10 億 2,000 万というのは、これ区別した表現での続きにしたらどうかということが昨日の特別委員会に出てまいりました。その流れからいけば、日本設計さんの文言というのが今後の課題として新第 2 庁舎云々というような流れになっていくんだろうというふうに思います。この総額 43 億 4,000 万円あれば清和会さんの方から同規模の建物を建設できるなど可能性が、ちょっと続きは堪えていただきたいと思いますけれども、可能性があるなど検討すべき参考意見として示されましたというような 1 つの流れの中で、昨日御提案をいただいて、そこから議論を深めておるわけですが、ここの文言について入れるべき、入れないべき、それから、清和会さんがその文言の流れについてはこれからもその言い回しは別として、議論してはどうかというような提案であったというふうに思います。

まず、この点を議論したいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。それで、今日日本設計さんの方をまとめて、それから、当初最初に記載をしておりました、また耐震改修等をする際という文言で鳥取市から示されましたという文章がありますが、これについても新、清和会、公明党さんは記載をするべきだと、それから、結さんと共産党さんはこの度の特別委員会、日本設計に検証したことだけ記載をして基本的にはこの 10 億 2,000 万載せなくてもいいんではないかというような御意見であったというふうに思います。1 つ 1 つ整理をさせていただきたいと思っておりますので、まず、日本設計さんの報告書についてのこの 3 行ですか、この 3 行の文章について御議論を賜りたいと思っております。どなたからでも結構です。

◆上杉栄一 委員 委員長にお願いしたいんですけれども、

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆上杉栄一 委員 今の協議の分はどの文章をその協議にされているのか、というのは、私、昨日新たな提案ということで、各会派持ち帰りいただいて提案させていただきました。その中で、市の示した 10 億 2,000 万円については、従来のその案 2 の文章からではなくして、別枠の分で文章を切った中で今提案させていただいているわけなんですわ。それは上田委員も別枠であるならば、ということにされておるわけですね、私がこの度協議 3 の新しく出したたたき台については、文章の続きからすると、6、7 の最後からそして今後の課題というかたちで、要するに日本設計から出た、示されたこの事業費、あるいはその内容についての今後の課題として新第 2 庁舎、それから、ボリューム等々に関することが示されたということで一旦区切っておるわけですね、その後、さらにということで、さらにということで新たにさっき上田会長

が言われたように、そこで一緒ではなくして、文章のそれこそ文言についてはこれ検討していただいて結構だというふうに思っております。分けて、新たにそういう別途10億2,000万円が必要なことが明らかになったということで分けてというふうに思っております。ですから、これを検討していただかないと最初の文章から検討していても前には多分進まんと思っておりますけれども。

◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます。今の新さんの協議3について、昨日提案をいただいたその考えをまとめてきていただいた文章を今見させていただきますと、日本設計さんの33億2,000万、それから工期2年半が示されました。それで、またその課題としてということで、基本計画時に調査すべき事項も示されましたということで文章を区切られて、それで、さらに耐震改修等をする場合にその他費用ですね、10億2,000万円が必要なことが明らかになりました。それで、またそこで文章を区切りまして、その次に事業費総額43億4,000万円あれば同規模の建物が建設できる可能性があるという検討すべき参考意見も示されましたが、これについての意見はまとまりませんでしたと、こういうその日本設計、日本設計、鳥取市、日本設計という流れの文章だということですね。はい。理解しました。

◆上杉栄一 委員 続けて、あえて言わせていただきますと、先ほど、上田委員長の方でこの新築案、新築、同規模の建物を建設できる可能性については記載する必要はないということでの、そういったお話だったんですけれども、実際にこの委員会の中で、今まさにこの問題で今それこそ議論していることなんですわ。となれば、じゃあ、これをそれこそ全く無視して、その委員長報告の中に、委員会の経過の報告ですから、この議論の中で、これを全く無視をするということは、これ私はそれこそ逆に言えば、委員会の透明性であったり、あるいは情報公開であったり、そういったものをそれこそ否定するような格好になるんじゃないかなというふうに思います。ですから、これについての意見はまとまらなかったと、だから、賛成反対のもちろん意見あるわけですから、これ経過報告ですから、そういう報告の中で、これは入れるべきだということで提案させていただいたところです。

◆橋尾泰博 委員長 はい。この点については、いろいろ議論があろうかと思えます。はい。その報告書の中に43億4,000万という総事業費ですね、それが出てきて日本設計さんが検証とは外れるがとか、フツと思っていうかたちでの提案ですから、我々もびっくりをして、実際この新しい建物が建築できるのか、できないのか、どうなのかという具体的な検討もしておりませんし、そういうことで、お互い意見が分かれるんだろうと思いますが、先ほど、今、上杉委員の方からそういう御提案もいただいたんですが、この件につきましては、結の上田さんと共産党の伊藤さんが入れるべきではないという態度も表明をされております。新の方から昨日の提案に対しての考えをまとめていただいたペーパーが出てまいったわけですが、これについてのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。どちらがいいでしょうか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 はい。この43億4,000万あれば同規模の建物を建設できる可能性があるという意見が日本設計の方から出されました。そのことを報告書に載せるのか、載せないのかについていろいろ議論をして、それが十分、不十分はおいといてね、議論して多数決で載せるとい

うことになったわけですね。載せることイコールがこういう考え方もあるんだということとその委員会でちゃんと、何というかな議論したということにはならないと思っています、私ね。だから、あくまでも報告書に載せるか載せないかということで、多数決で決めたわけですから、先ほど上杉委員さんが言われたようなことには私はならないと思っていますよね。だから、必要はないと。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 私は伊藤委員の言われることが全く理解できない。多数決で載せたからそれで、それとこの度のその委員会報告にそれを載せることとは全く別のもんだということなんですか。私がさっき申し上げたのは、こういった案が、可能性が出てきたという報告書が出て、それは報告書に載せたわけですね。まさにこの委員会の中で、載せるか、載せないかの議論をずっと、これでとまっているわけなんですよ、今、報告書が。だから止まっている、今、止まっている議論を毎日やっているということの重大さというのは、委員会報告の中で全くこれを触れないというわけにはいかないんですよ。いいですか、委員長報告をいいます中で、これで今止まっているわけなんですよ、その可能性について、賛成反対がある。じゃあ、これを無視して、このために3日も4日もかかるやつを無視して何も載せずにすんなりとくという話にはならんでしょう。だから、あえてこれについての意見はまとまらなかったということの報告を、これは委員会の説明責任として載せるべきだということなんですよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい。こうして新さんの方からすれば、こうやって1つの流れの文章を作った方が審議は深まるということで出してくていただいた案でございます。それはそれとして、この新築構想案ですね、今まで特別委員会で議論してきた経過も踏まえて、報告書にどういう取り扱いをするかということが今の議論の中心でございますので、その点を御意見いただきたいと思います。どなたかございませんか。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。上杉委員からさっき話がありましたけどね、我々が入れなくてもいいと、1つの考え方は、やはり新築の件を日本設計が十分検討した報告書じゃないということが1つあるんです。もうそれは既に今まで申し上げましたけどね、やはり、何だったですか、検証から外れるがという、検証から外れるというふうなことを日本設計が説明、報告書を提出のときに出ておるわけですよ。検証から外れるけれどというふうな1つの考え方の中で新築という話が出てきておると。だから、これは十分、日本設計が新築の件を検証してきておるもんじゃないという1つの考え方。それともう1つは、これも何回も申し上げますけれども、我々特別委員会は住民投票の結果を尊重して、結果と市民のそういった判断、決断を、それを尊重して、どうしたらその住民投票の結果に沿えられるようなかたちができるかというかたちで、それはと言うのはやはり耐震改修一部増築という1つの考え方ですね。それを基本にして、どうしたらやはりその結果に沿える方向が出せるかというかたちで議論してきたという考え方。それともう1つは、やはりさっき日本設計から最後の報告書のときに出ておったように、やはりこの市議会の臨時号の中に、いろいろ、10億のことも33億のことも、これから先のこともいろいろ記載はしております。それから、新たに追加したそういった案件等々も、依頼した検証内容等々も出しておるんですけど、これには一言も新築というこの考え方が、文字が入ってないで

すが。そういった経過の中で臨時号として市民にこれ配っておるわけですから、そういった経過を踏まえるとやっぱり、最後になってからこの新築というかたちを入れることは、やはり市民の結果、そういったものに反するといううちの考え方で入れないという考え方であるということをお願いしておきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 今、上田さんが縷々おっしゃられました。ただ、一番の前提になっているこの報告書の報告ですよね。これの結論というのは、第2号案はできなかったという結論が出て、その後、じゃあ、ここで耐震改修しようとするばという事で別の第2章という事で報告書を出された。それが今ここで議論している部分なんですよ。それで、その中で、いろいろ検討して、やろうと思ったら工法も変え、いろいろして33億かかりますと。その上明らかになったのがこの10億だったということまではあれですよ。それで、その中の、報告の中にさまざまな課題があったということも、これも事実です。それを報告書に入れていただいた。それで、先ほど上杉委員の方から言われましたけれども、その課題の中の1つとして43億かかるのであれば新築ということも考える可能性はあるんだということも課題の1つとして、これは、意見は分かれましたが報告書の中でしっかりとこれは入れてあると。当然、いろんな意見はあるというのは昨日からもずっと言っていますけれども、あくまで民主主義として決定し、それが報告書として出てきている。これを皆さんの前に明らかにしないということは、昨日からもずっと言っているんですけども、なぜ、そこをあえて隠すのかというのは、ずっと議論した中の1つの課題として出てきているわけですから、私たちは出すべきだということでは会派新の考え方を出しているということでもあります。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 課題を1つずつ解決していただきたいです。ですから、今のこの新築の分については、これはちょっと置いておいて、さっき、耐震改修等をする10億2,000万円の文言の整理、それから、建築事務所協会への対応、これを1つずつ確認していただいただけませんか。そうしないと、今、この新築のことでなっていると、まず前に進みませんので、解決できる方向から進めていただきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 今、上杉委員の方から、3項目検討をしておるけれども、言葉が適当かどうか分かりませんが、合意が図れる可能性が高いものから1つ1つ整理をして進めていってはどうかという御提案だというふうに思います。そうしますと、まず、このその他費用、別途10億2,000万円の取り扱い、これを審議をしてみたいというふうに思います。この件については3会派の皆さんは載せるべし、それから、2会派のかたは載せない方がいいと、これは日本設計の検証とは別の案件であるからという御意見であったというふうに思います。それからまた、この日本設計さんの検証と鳥取市が提示をされたことを区別できないかという意見もあったように理解をしております。まずこの別途20億の取り扱い、この点を審議をお願いを、10億2,000万ですね、すみません、失礼しました、の取り扱いについて御審議をいただきたいというふうに思います。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 さっき、共産党の方は、昨日までは出してもいいということだったんだけど

も、なんか今日は急に変わってしまっ必要ないという、全く説得力がない話です。さっき、上田会長の方から、文言整理をするというか、文章のそれこそ順序と言いますか、そのあたりをしっかりと分けていただければという、今、話がありました。正に、今日私が示した案が。これではちょっと不満ということもあるかもしれませんが、流れとしては一応区切ったかたちで10億2,000万というのは1つ別の枠のようなかたちを取らせてもらっておりますけども、このあたりについていかがですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。先ほども申し上げましたけど、10億2,000万とそれから日本設計のものとは切り離すという考え方には、さっき言ったように、何回も言うけど、入れることは基本的にはあれだけ、入れるとすればそういった区別をして入れるという1つの考え方ではうちは諒とするというか。だけど、その後に結局、あれでしょう、新築の問題が。いやいや、そこ。わかりました。だから、区切って、日本設計の報告を一旦した後で、後でさらにというか、どういったつなぎになるか知らんけれども、こういったものが市から示されたというかたちの記述であれば、なんとか会派に説得はするというを申し上げておきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 上田委員のお話は、日本設計の検証は検証でくくってしまって、鳥取市から示された10億というのはまた別にくくっていくと、その違いをはっきりとした続くりで報告書を取りまとめでいただきたい。それであればこの10億2,000万についての議論も各会派の皆さんと協議をする用意があるというように取らせていただきましたけれども、今の上田委員のお話について何かありますか。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 これはこれでまとまるじゃないですか、力一杯これ以上議論せえでも。新の方から出て、今上杉委員もおっしゃったように、前文のところをもうちょっと充実させるとか、もうちょっと加えたいものがあるということは加えても、調査すべき事業が示されました、で切ってある。さらには、例えばなお、伊藤委員がおっしゃったように、なお、市当局から耐震改修等をする場合必要とする費用を、住民投票の際に詳細不明であった埋蔵文化財云々を10億2,000万円が必要なことが示されましたというふうに。これはもう、これで決着でいいじゃないですか。あと、残ったのは、それから事務所協会のことは、これも合意にほぼなっておると思いますし、載せないということで。これはもう文章の上手な人がここを整理されたらいいんじゃないですか。ただ、43億のことは次のステップで議論するでしょうから。

◆橋尾泰博 委員長 今、上紙委員さんの方から、これはまとまるだろうという御提案をいただきました、私もまとまる方向で議論が進むというふうには思っております。ただ、先ほど、上田さんが言われた思いというのは、日本設計さんの検証は検証でくくっていく。それから、鳥取市の方のこの10億の取り扱いについては別の文章でくくっていくということだろうというふうに私は聞かせていただいたんですが、これは1つのたたき台として新さんの方から今日文章を出していただきましたけれども、これを見ますと、その日本設計さんの調査をしていただいた流れの文章、それから、鳥取市が出された10億の文章、それから、その下が続いていきます日本設計さんからの提案の文言ということになっております。この新さんから提案をしていた

だいたいの文章、これも日本設計さんの報告書の文章ですから、言えば日本設計と鳥取市の問題が、言えば一連の流れの中でできていると、交互、交互に。ですから、ここら辺をもう少しきちっとというようなふうには私は理解したんですけど、違うんですか。ちょっと確認で、もう一度お願いします。上田委員。

◆**上田孝春 委員** だから、何度も申し上げますけど、うちの考え方とすれば、さっき委員長も言ったけれども、日本設計の報告は報告ですべてまとめて、その後で市からの提案があったというか、住民投票の際に明らかでなかったものが、こうこう、こういうわけが出てきたと。10億2,000万というものが出てきたということが市の方から示されたとか、報告があったとか、やっぱりそういったかたちでくくってほしいということです。

◆**橋尾泰博 委員長** 今、上田委員の方から確認を取らせていただきましたけど、他の委員のかたで御意見ありますか。はい、伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 今日は、うち、昨日とは違った意見を言ったんですが、昨日持ち帰って本当にこの報告書、委員長報告をまとめていくに当たって、やっぱり、何て言うのかな、譲歩という言い方が妥当かどうかわかりませんが、歩み寄れるところとすれば、結さんが絶対3つは入れてくれるなというところがありましたので、私たちはこの10.2億円のことについてはということで、そのように考えて、今日、そのように発言しましたので、今言われていることは元々昨日まで私が言っていましたので、それでいいと思います。市当局が示したもんだと、あくまでも日本設計の検証した中身でないということがはっきりと示す文章にさせていただきたいということです。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** はい。いろいろ議論があるんですけども、私は確認しておいていただきたいのは、これまでのこの私たち特別委員会の協議なり議論なり、そういう流れの中で確認をしてきたことの要は理解の問題だと思いますから、その文言として、上田委員が先ほどおっしゃったこの市当局云々ということとはわからなくてもいいですけども、それは当然ながら2号案を検証した結果、市当局からこのようなことも当然ながらあるということが出てきたことという、その理解の上でおっしゃっているということによろしいですね。何か、この、市の方から出された10.2億円というものが別物なんだというようなことをおっしゃっているように聞こえるんですけども、そうではないですね。

◆**橋尾泰博 委員長** 上田委員。

◆**上田孝春 委員** はい。別物というか、我々住民投票に示されたものを検証してきたんです。そのときにはこの問題は不明であった、全く出てなかったわけですからね、文化財それから土壌汚染の件はね。そういったかたちで住民投票に比較検討表で出した経緯があるわけですからね。その後、その後やはりここに耐震改修一部増築をするにあたっては市の方からこういったものが必要になってくるというかたちが示されたらと、このさっき私が言ったとおりです。そのとおりにそういった経過の中で、この10億2,000万というものが出てきたわけですからね。だから、そういった時点では示されなかったものが、こうこういうわけで明らかになったというかたちで報告すればいいということです。

◆桑田達也 委員 ですから、これは確認なんですけども。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと待って、ちょっと待って。

◆桑田達也 委員 はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 これは確認ですが、それも私たち特別委員会の議論の中で導き出された結果であるという、その理解でよろしいですね。

◆橋尾泰博 委員長 今、皆さんの御意見を聞かしていただいております、この鳥取市から出されましたこの10億2,000万円については、私どもが今回日本設計に調査業務として検証を依頼した調査事項と、この鳥取市から出されたものというのは別々に取り扱うということであれば、皆さんの御同意がいただけるというふうに受け取らしていただきましたけれども、あとは続くりの問題でどう表現を組み立てるかということだろうと思いますが、それは後ほどまた文章として出さしていただいて、またそこで御確認をいただければいいのかなというふうに思いますが、その方向でよろしゅうございますか。よろしいですか。はい。

それと、次に昨日、上杉委員の方から建築士協会の問題については、この特別委員会で議論をして報告書に入れる、入れないという議論もしておりますし、言えばこれは3月ですか、2月3月でしょうか、条例案検討委員会の中での検証作業ということがありまして、言えばこの特別委員会の中で議論すれば、その当時の経過もわからない多くの委員が、いろいろ議論しても時間もかかるし、実態がどういうものであったかということも非常にわかりにくいということで、言えば代表者会です、が言えばその住民投票の条例案の検討委員会のメンバーでありますので、まずそちらの方で議論をしていただいて、一定の結論を導いた折に公式の文章で、議長名で建築士事務所協会の方に返事をしていただければという昨日の御提案でございまして、委員長としてその旨を議長の方にお話にいかせていただきました。議長の方も、特別委員会でそのような御判断をされるのであればわかりましたと、議長の方で各代表者のかたにお集まりをいただいて、この建築士事務所協会の、あれはなんだったかな、要請文でしたかな。はい。申し入れ書でしたか。その件についての協議、回答を代表者会の方で協議をしていただくということで特別委員会の皆さんの御意向を伝えさせていただきました。議長の方も特別委員会がそのような御判断をされるのであれば、議長として対応をさせていただきたいというお返事をいただいております。

ということでございますので、昨日そういう1つの議会としての対応が取れるのであれば、この案2の中にございます下から3行でございしますが、この部分は報告書から割愛をしてもいいのではないかと御提案であり、それを各会派に持ち帰っていただいて、今日の審議になっておるところでございます。その中で、先ほど各会派の皆さんから御意見を聞かせていただきましたけれども、公明党さんのところが、この文章は生かして報告書に載せるべきだというお考えを聞かせていただきました。この点について、もう一度、公明党さんのお考えをお聞かせをさせていただきたいというふうに思います。

◆桑田達也 委員 はい。まず先ほど委員長の方からこの建築士事務所協会のことにあたって本委員会の委員が当時の検討会の議論を理解していないと、よくわからないというような発言があ

りましたけども、それは撤回をしていただきたい。議会全体としてこの庁舎問題を取り組んでいる以上、私たちが検討会の内容を理解してないとか、そのことを把握をしていないということがあっては、本来あってはならないことで、私たちはそういう検討会の議論も踏まえたくてここにいますということを前提に私は来ておりますので撤回をいただきたいと思います。それから委員長の方から昨日の上杉委員からの提案を受けて議長に申し入れがあったということですが、明後日が閉会日でありまして、順当にいけばここで特別委員長報告ということになるかと思いますが、その代表者会で議論をされた内容がまずこの委員長報告の前にきちっと出るのかどうかということを確認しておきたいと思います。そうでなければ、建築士事務所協会のその要請なり申し入れの内容が、その代表者会で不十分であれば当然ながらこの特別委員会で議論をしなくてはならないことになると思いますから、その確認をまずさせていただきます。

要するに、この庁舎の特別委員会の委員長報告までにこの委員会に代表者会でのその公の文章、合意をみた文章を提出をいただくと、それをもって私は判断をしたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。桑田委員の確認の意味の御質問であったと思いますけれども、昨日、上杉委員の方からそのような対応がきちっと取れるのであれば公式の文章として、議長名で建築士協会の皆さんの方に御回答をしてもらいたいというような1つの御提案がございました。その提案がありましたので非常に時間が短いということで先ほど言いますか、議長の方にお会いをして、特別委員会の1つの次の議論に入っていく過程の中で、こういうことが1つの提案として出てまいりましたと。それで、現在各会派に持ち帰っていただいて議論をいただいておりますと。そして今日の特別委員会で各会派の皆さんの御意見を聞かせていただいて、それで特別委員会の皆さんの合意が取れて、昨日上杉委員会から提案いただいたことでまとまるのであれば、早急に代表者会を開いていただいて、結論を導いていただきたいということでございまして、今それを、各会派の御意見を聞かしていただいておりますから、時間がなから段取りだけはしといてくださいよという話をしておりますけども、この特別委員会でそのように取り計らえということであれば、正式に議長の方に特別委員会の総意として、そのように決定したのでよろしく願いしますということは、お伝えに再確認でいかなければいけません、はい。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 代表者会の件ですけれども、昨日正式に議長に対する申し入れ、市議会、議長あての申し入れということでありますので、この回答についてはこの委員会というよりは中西議長名で申し入れ者に対して回答するのがこれが正にそうすべきだというような思いの中で、私が発言させていただきました。それで、これは委員長報告までにこの建築士事務所協会の方に回答がなければならぬ話として、議長の方としては代表者会は明日の午後、明日の午後開きたいと。それで代表者会の中でこの件について協議をさせていただいて、そして申し入れ書に対する回答については、代表者会で合意が得られたら直ぐに事務所協会の方に言い渡しをするということですので、この内容について、ここで、じゃ、こういう内容にしたからということ委員会で諒とするかということではないというふうに思っております。

ですから、これは代表者会の中で検討していただいて、そして建築士事務所協会の方に回答

するということで、ここで了解していただくことには、もうそれで了解していただけますか。もうこれは、だから議会が終わったからという話ではなくして、委員等報告するまでにということで議長も急いでいるようですので、そういうかたちで各代表者の、私の方に来ました。明日ちょっと1時からということをお聞きしておりますので、そういう方向であれば私はいいんじゃないかなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 上紙委員。

◆上紙光春 委員 私も、桑田委員さんがおっしゃる気持ちもわからんじゃないんですけど、上杉委員が言われたとおりでと思うんです。私はこの件を整理するのに2つの視点があると思うんです。1つは、原案にごさいましたように、これは鳥取県建築士事務所協会がそれでも構わないというふうなことをおっしゃっているというふうなこともちらっと耳にしていますけども、これは失礼な話ですわ。こういうかたちで、まず、建築士事務所協会に礼を、これで尽くせるかっていったら、この文言の何項目かの内の末尾に、1文加えてもこれは私は、私の感覚では失礼にはならないにしても、そういう性格のもんじゃないんじゃないかなということが1点。それからもう1つは、やっぱり私はこの件について冒頭委員長から、議長からこういう取り扱いをしてもらえんかということがありましたときに、それはこの特別委員会の範疇の議論ではないではないですかと。冒頭から今、今初めて言っているんじゃない。冒頭から私は申し上げた経過があるんですけどね。私はやっぱり筋論として、今おっしゃっていましたように代表者会、検討委員会の内容を知っとるか知ってないかっていうことは関係ないですよ。筋論を私は申し上げる。その筋論が1点すべきでない、その件をここで、適当でないとかすべきでないという言いきれないかもしれんけども、適切でない。それから、もう1つはやっぱり、今上杉委員がおっしゃったように、やっぱり議長になるか、会長になるか、それは議論をいただいてやっぱりそれなりの文言を加えながら、丁重に御返答をいただくのが正しいと私はこういうふうに判断をしております。従って、上杉委員がおっしゃるように賛同でございます。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。今、上紙委員がおっしゃったこと、私も正しいと思いますし、理解を示したいと思います。しかしながらこの建築士事務所協会から、議会に対してその申し入れ書が出てから何日経つんですか、一体。特別委員会のこの議論があつて、そしてもう一度検討会なり、代表者会なりで議論をするという、ほんとに私は建築士事務所協会に対して、議会として、今上紙委員が礼を尽くしてないと言われましたけども、全くそのとおりでと思いますよ。その認識があるのであれば、まずは議長のことを、私がどうというわけにはいきませんが、議長と委員長との間の中で、そういう申し入れ書が出たのであれば、速やかにその時点で代表者会なり持ってやるべきじゃないんですか、本来であれば。それも、今日この特別委員会は上田委員も上杉委員も代表者会その当事者でありますけども、今日まで議論してきて、私はそういうこの議会の対応自体がおかしいと言っているわけです。ですので、その代表者会でこの特別委員会で決着がつかなかったから代表者会でやるんだ、みたいなそういうことではなくて、元に帰って、この建築士事務所協会の申し入れ書を真摯に受け止めて、代表者会を開いていく

んだということを、もう一度委員長の口から、委員長から言うのもおかしいかもしれませんが、決まっておるということを確認をして、私は了解したいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、そうしますと、今、上杉委員、上紙委員の御意見もございまして、それを受けて桑田委員の方からそのような、今日までの経緯についてはいろいろ言いたいこともあるけども、議会としてきちっとするのであれば了解をするという内容で受け取らしていただきます。それで、御了解いただいたということによろしゅうございますか。はい。それでは、この建築士協会の部分については報告書からは削除すると、議長の方から公文書で正式に御回答をするということ。はい。ということでとりまとめをさせていただきたいというふうに思います。房安委員。

◆房安 光 副委員長 確認でございますが。前回のこの特別委員会でも申し上げましたし、本日桑田委員もおっしゃいましたけれども、代表者会でまとまりがつかず、建築士事務所協会にそれなりの対応ができなかった場合には、この文言は入れ込むということの確認をお願いいたします。

◆橋尾泰博 委員長 今、副委員長の方から確認という意味か、それで、代表者会の方で結論云々ということになれば、この報告書の中にこの文言が復活させなければならんのではないかという、一定の方向が出てまいっておったんですが、また少し戻るような議論になってくるというふうに思います。まだどんな結論が出るかわからんのに、予測できない中で議論するというのは非常に難しいというふうに思いますけれども、どうしましょう。今、房安副委員長の方から1つ提案があったわけですがけれども、はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 ここで確認というよりは、明日、代表者会が開かれますので、明日中には恐らく、上田委員もまとめる方向でというふうに、多分理解しておりますし、申し入れに対する回答についてはまとまるんじゃないかなというふうに思っております。仮にこれがまとまらなかった場合に、今、ここで入れる、入れんよりも、終わり次第にもう一度その委員会を招集して、この問題についてどうするかということについての議論をということで、ここは収めておいた方がいいんじゃないかなというふうに私は思いますけれども。

◆橋尾泰博 委員長 今、上杉委員の方から御意見をいただいたんですが、そのような方向でこの場を収めるべきではないのかと、どういう回答が出るか、まだわからんという状況の中ですから、そういうかたちで進んでいくのもいたし方ないのかなというふうに、私自身としては判断をいたしますけれども、委員の皆さんの方で御意見があれば申し述べていただきたいというふうに思います。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 今、委員長がおっしゃったことに、基本的には合意いたしますが、先ほどから桑田委員、房安委員が言われたことは、この文書を削除する大前提になるわけですから、明日の代表者会、その結果を見てというかたちで、ぜひこれは確認と言いますかね、これは大前提が崩れたら、またそこはまた変わってくるわけですから、その大前提はしっかりとさせていただき、代表者のかたにはしっかりとさせていただきたいということをお願いをしておきたいと思いません。

◆橋尾泰博 委員長 はい、御意見をいただきました。各委員の皆さんの御意見も聞かせていただ

いて、先ほど1つ方向性というか、その方向で進めさせていただきたいというふうに思います。それは各委員の皆さんも、今、島谷委員、房安委員、桑田委員が申し述べられた意見というのは御理解をさせていただいておるというふうに思いますので、その場面、場面で委員長、副委員長の方で判断をさせていただきたいというふうに思います。それでは、この6番、7番の中で一番取り扱いが非常に距離があると言いますか、新築案と言うんですか、新築構想案と言うんですかね、可能性と言うんですかね、言えば、日本設計は検証から外れているけどもという前提の中で提案をされたこの事項を報告書の中でどう取り扱うか、あるいは削除するのか、ここについては大変意見が相反しておりますので、この点を議論を深めてまいりたいというふうに思います。どなたからでも結構でございます。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** まずこの可能性について全く載せる必要がないという、最初からの、もう入り口論の議論でしたら、これはもう議論する必要は私はないというふう思います。それで、だからあえてこれについてのいろんな意見があったけども、まとまらなかったということで折衷案みたいなかたちで出させていただいたわけですが、これがそういう意見も駄目だということであるならば、この件について、もう多数決取るしかないかなと私は思いますけれども、まだ考える余地があれば別ですけれども。ですから、今、上田委員が言われた、この文章のくりからすると、この最後に私は文章を入れているんですけれども、文章変えるにしても、この43億円にこだわる話ではないわけですから、そういう可能性について、今後の課題の中の最後に入れ込んで、そこで切ると、それで、なおということで、先ほど上紙委員から言われたように、耐震改修等にするということで、新たな鳥取市案、鳥取市が提出したということで、そこに入れ込んですればという、そうすれば、日本設計が出て、鳥取市が出て、日本設計ではなくし、日本設計で括られていて、まさに可能性については、ここでもこれを検討すべき参考意見ということで出されたんですけども、これについての意見もわかれたということで、括ると、それがこの言ってみれば、この委員会の中で両方、どちらかでもないんですけれども、それぞれの、それこそ思いを入れる中で、もう最終的には私はこれが1つの妥協案なのかなということで上げさせていただきました。ただ、これすら駄目だということであるならば、元に戻って、この分だけでも、もう採決するしかないのかなという、私思いますけれども。それで、もしそういう余地があれば、委員長の方に少し時間とっていただいて、休憩でもしていただいて、話し合う余地があれば、そういうふうにさせていただければと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、上杉委員から御意見をいただきました。さらに議論を深めてまいりたいというふうに思います。この件についてはまだ委員の皆さんから御意見も少ないようでございますので、房安委員。

◆**房安 光 副委員長** 今、上杉委員の方から御意見がありましたけれども、その方向でいいと思います。やむを得んかなというふうに感じます。ただ、順番なんですけど、文章の、文章の順番は、要するにこれの前段が設計・監理費が2億2,000万、それで、建設費概算は合計で33億2,000万という前段があるわけです。それで、ここへ10億2,000万が必要であることが明らかになったと。よって43.4億という、そういうこの続きりというか。その流れ、足し算の流れになっているんで、順番変えるとすれば、ちょっとその続きりの調整というの必要なのかな

というふうに考えます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 43億4,000万ということで、大変こだわっているかたもあるわけですし、そうならば、43億4,000万ということではなくして、いわゆる新築の可能性というかたちの分で、金額を外して、金額を入れるか入れないかで、恐らく大分印象が違うでしょうから、金額をそこであえて入れるということ、あるいはあえて入れないで、入れないで、新築の可能性案、可能性ということを出しても、それでもいいんじゃないかなというふうには思うんですけども。ただそれが、さっきも言われるように、これは言われるように、上田委員さんとの議論の中での話になっていますので、ですから、そういう余地があるかどうかの話なんですわ。ですから、もし協議する、検討する可能性があるようであるならば、できれば委員長に休憩して、休憩をとっていただいて、話し合いができればというふうに思いますし、ないようであるならば、もうこれは先行きいきませんので、これを載せることについての採決を取っていただきたいということなんです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 上杉委員さんそれです。入り口論なっていますから、時間は10分になるか30分になるか別として、ちょっとそういう昨日の調整会議みたいなものをしていただいたらどうですか。私も賛成です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、その他委員さんよろしいですか。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。僕は、さっき上杉委員が採決をという話がありました。私はこの問題は、採決を採って、これが通った、賛成だから、賛成多いから取った云々というかたちは、私は取るべきじゃないという、基本的な考え方を持っています。やはりこの市庁舎問題は、これだけ議論してきて、最後になってから採決採って、どうのこうのというかたちを取ると、私はこの庁舎問題だけでなくして、鳥取市議会にいろんな影響が出てくるという、基本的な考え方持っておるわけです。ですから、そのことを我々も踏まえて十分今まで議論もしてきたと思うし、我々の考え方も話をしたというふうに思うんです。ですから、あえてあれするのであれば、私も一存で、ここでという話には正直いってできませんので、時間をいただいて、また、その報告をさせていただきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 私も、採決で決めようとも思っておりませんし、できればこれは避けたいというふうに思っております。今、ここで議論しているのは、この可能性についての意見が分かれているところですから、分かれているということについては、これは全然たる事実なんですわね、それから可能性について出たことについても、これも事実なわけですから、そのことについて、これだけ時間を費やして今議論をしている、結果としては、方向性が出せないということであるならば、その事実は報告書の中には転記すべきだというふうに私は思うわけですから、今、上田委員にそのように提案したところなんです。

◆橋尾泰博 委員長 それでは、委員の皆さんも入り口論に入っているからということで、一度会派に持ち帰って議論してはどうかという御意見が多いようでございます。現在、3時15分でご

ございますので4時まで休憩を取らせていただきたいというふうに思います。

午後3時15分 休憩

午後4時50分 再開

- ◆**橋尾泰博 委員長** それでは、休憩前に引き続きまして特別委員会を再開をいたします。各会派御議論いただいたと思います。皆さんに順番に聞きましょうか。はい。そうしましたら結の上田さんの方から協議の内容をお話ください。
- ◆**上田孝春 委員** はい。うちの時間で、うちの会派で大変長時間かけて会派の皆さんと議論してまいりましたけれども、やはりうちの会派とすれば、新築の言葉を入れることに対しては了解が得られないということです。それはなぜかという、また同じような繰り返しになりますけれども、その新築という言葉を入れられないその理由というか、わけは、やはり日本設計の報告書でも、その議論、検証されてないという1つの考え方、そういったものを載せる必要はないということですし、やはりこの特別委員会ではその住民投票にかけた結果を尊重して、現在地での耐震改修一部増築をできるだけ実現可能なかたちでしていこうという、委員会で議論してきて最終的に日本設計のその考え方というか、検証した結果が33億2,000万ですか、これになったわけですが、これでいいという1つの考え方で、それが長い間議論してきたけれども、この中で最後になってから新築の可能性云々という言葉が委員長報告ですということでは、やはり市民に対しても市民のその結果に反するようなかたちでの報告になるということ、この新築に対しては委員長報告に入れることはできないという会派の結論というか、結果が出ましたので、このことを報告申し上げておきたいというふうに思います。
- ◆**橋尾泰博 委員長** はい、共産党の伊藤委員。
- ◆**伊藤幾子 委員** はい。その新築の可能性もあるということで意見が分かれたという表記になっていましたけれども、そのことを入れるということについてどうかということ、会派に持ち帰りましたけれども、共産党市議団の方でもこれは入れるべきではないということになりました。
- ◆**橋尾泰博 委員長** はい、2つの会派から休憩の間に御議論いただいたんですけども、距離が縮まっておりません。時間がない中でございますけれども、もう少し御議論を深めていただきたいというふうにお願いをいたします。はい、島谷委員。
- ◆**島谷龍司 委員** 2時間近い休憩の間に各会派で話をされたら、ここの部分についてはもう3日に及ぶわけですね、議論を深めるって、これ以上の議論を深めるってどういう論点で議論を深めようとされているんでしょうか。我々は、もうこれだけの時間をかけて議論を進めた上で一致点が見出せないという、もうこれはこれテレビを見ておられるかたも皆わかっているはず。委員長として、この議論を決着をつけるべき時間がもうきていると思うんですよ、これ。これをどのように委員長は考えられて、今も議論を深めようというふうに言われたのか私はちょっと理解できませんが、この点についてどういうふうにされようとしているんですか、まだまだ同じことの繰り返しをやられるつもりで、今の提案だったんですかね、ちょっと教えてください。

◆橋尾泰博 委員長 私も時間がないということについては認識をいたしております。ただ、この一連のこの市庁舎問題については、今日まで36人全会一致で進めてまいった事業でございますので、何とかこの特別委員会も、皆さんで合意が取れるように、全会一致での報告書が取りまとめられるようにということで今日までやってきております。その思いから何とか距離はまだ縮まってはおりませんが、何とか皆さんの御理解をいただいて、もう少し議論が深まる、あるいは距離が縮まる、そういう何とかよいお知恵をいただけないかということで申し上げているだけでございまして、それ以上でもありませんし、それ以下でもございません。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 私は、この上田委員の方に、いわゆる折衷案と言ったら語弊があるかもしれないけれども、それぞれの会派で思いはあるわけで、載せる、載せんという議論はもちろんあるんですけども、あえてそのどちらにもある程度言ってみればそれこそ正当性というか、顔が立つようなかたちのものを出したつもりでおります。それで、この休憩中にもこの文言についてはこだわらないんだということで、これもまだ、それよりもまだそれこそこちらの方でもかなり譲歩してと言いますかね、もう本当にぼやかしたかたちで出したにもこだわらずだめだということであるならば、これ、委員長が言われるようにまだその着地点があるというふうには私は思えない。うん。ですから、もうこれ以上議論してもこれはもう先には進まんというふうに思います。ですから、まずこれを入れるか、入れんかというそういったことでもう採決をとるしかないのかなと、文言については、この書き方についてはこれは検討余地がありますけれども、それで進めていくしか、私は、じゃあ、全会一致で載せるのか、全会一致で載せないかという議論にしかならないわけですね、これは、もう初めからもう平行線ですから、全会一致として載せる、全会一致で載せないということにはならないというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 今、上杉委員の方からのお話の中で、何というんですか、言い回しと言ったんかな、何だったか、表現の仕方と言ったのかな、それについてはこれからも議論があるけどと、考える余地があるけどと、違うんですか。はい、もう一度確認をお願いします。

◆上杉栄一 委員 私が申し上げたのは、協議新の案というかたちで具体的な事業費、それからその同規模の建物というようなかたちのもので出ささせていただいたんですけども、今、休憩中の調整会議の中でこれも削除をして、同規模の建物ということも削除して、要するにいわゆる新築の可能性があるということで、かなり表現は短くして簡潔にということで、そういったかたちで会派に持ち帰ってお話ができんだろうか、ということでこの2時間費やしたわけだけでも、結果として要するにもう、どういう表現であろうが、その新築という言葉が出ること自体が反対だということでは言われているわけですから、これ以上その議論する余地がないということなんですわ。表現をどうしたら、じゃあ入れてもらって結構だという話じゃないわけでしょう。ですから、もう具体的にはこの新築の可能性を載せるか、載せないかということについて採決をして、それで、載せるということになれば、その表現についてはそれこそそれ以降考えればいい話だというふうなことです。

◆橋尾泰博 委員長 はい。今、島谷委員、それから上杉委員からの御意見がございました。他の委員のかたで御意見を賜りたいと思います。どなたからでも結構ですが、はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 私も上杉委員と同じ意見であります。もうすでに、私たちも譲歩というかたちでこの新築できる可能性があるとの参考意見も示されましたということで諒とするというふうにしております。そこで、上田委員、伊藤委員の方から長い協議を経てできないという、それを文言に入れることはできないという、言ってみれば、私たち3会派と2会派の意見が明らかにもうここで食い違っているわけですからこれを委員長がおっしゃるようにいつまでも合意を求めていけば検討会の二の舞になります、これは。もうすでに動議ということではありませんが、もう賛否を問う声が出ているわけですから、議事の整理をされる委員長とされましては、ここの判断を速やかにされることがよろしいのではないかというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。清和会さんはよろしいですか。はい、湯口委員。

◆**湯口史章 委員** はい。私も今、お二方が言われた意見と全く同じでございます。原案たたき台ということで、我々の清和会が示した案を基に検討を加えながら、今日まで議論をしてまいりました。最後ですね、新の方からこういったある意味妥協を探る文言というかたちで示されたわけでありまして。それで、これをもってしても、一步も譲らないということであれば、もうここに至れば、委員の皆さんのお考えがこれもう平行線だということでもありますので、これ以上いたずらに時間をかけても、接点は見出せんだろうと思いますので、私は載せる、載せないということでのまず採決をとられて、その上で、じゃあ表現はどうするかという議論にさせていただきたいというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。それぞれ会派の皆さんから御意見をいただきました。確かに、現実的に時間が無いのも事実でございます。それで、多くの委員の皆さんから、もうこれ以上妥協する案、あるいは交渉する余地がないというところまでの思いを聞かせていただきました。私は3会派の皆さんの言われることも理解をいたしますし、また2会派の皆さんの言われる御意見も理解をしているつもりでございます。その中で、私は、先ほども申し上げましたけど、何とか全会一致でという基本理念の下に今日までやってきましたけれども、今の皆さんの御意見を聞けば最終的にはまとまる可能性が非常に低いということで、最終的には決をとらざるを得んだろうというふうに思います。そこで、一言委員長として委員長の職責は議事整理、あるいは議事進行、これが主な仕事でございますが、私もこの特別委員会の9名の一員として、私の私見も入るかと思っておりますけれども、私はこの新築案、この提案をいただいたわけですけれども、この特別委員会にも出てまいりました。これは検証から外れている、ふっと思って提案をしたけど、このような参考意見が、この我々特別委員会が市民の皆さんの最終判断をいただいた現在地での耐震改修及び一部増築案の協議を進めていく中で、まして今、基本計画も定まっていない、その前段の中でこの新築案云々ということをおは、報告書に記載するというのは、今の時期が適当だというふうには私自身判断をいたしておりません。

そういうことで、私が、何ですか、この報告書を皆さんに合意をお願いをする中で、私自身が消化できていないものについて、皆さんがたに同意をいただけませんかということには相ならんと思っておりますし、今日まで全会一致を基本理念としてまいっておりますこの市庁舎の問題は、そういう方向で進めていかなければならないというふうに、今日まで考えておりますし、今で

も思いはその1つでございます。そういうことで採決をということで御意見を3会派から頂戴をいたしましたけれども、私の基本理念からして、この今の6番、7番に御協議をいただいていることが、合意が取れない、その中で採決をとるということは、委員長としてできません。

◆桑田達也 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆桑田達也 委員 今委員長は、委員長の職責ということをおっしゃったけども、委員長の職責は議事の整理とともに、この秩序の保持ということもあるわけですよ、委員会の。そして、委員長が個人的な意見を述べる場合は、委員長席ではなくて委員の席で述べるというふうに、これが委員会条例、これが地方自治法に則った正式な手続きです。委員長が、もし、個人の意見を述べられるのであれば、委員席で言ってください。その間は副委員長が議事の整理をすればよろしい。こういうふうに思います。これは、これは議会のルールです。議会のルールを無視して委員長が到頭とそのような個人の意見を委員長席で述べられること自体が間違っている。

◆橋尾泰博 委員長 御意見をいただきました。私の委員長としての思いは伝えさせていただきました。今後の審議については、委員の皆さんの御意見を聞かせていただく中で、判断をしたいというふうに思います。

◆島谷龍司 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 今、桑田委員も言われましたが、やはり議事進行をしていただきたいと思います。私、ここで動議を出したいと思います。この件について、この新築云々、それを入れるかどうかの決をとっていただきたい。私は今のこれを動議として出させていただきます。

◆橋尾泰博 委員長 はい。島谷委員の動議を聞かせていただきました。私の信念として、今の協議の状況の中で皆さまがたに採決をとることができないということを申し上げさせて、重ねて申し上げさせていただきます。だから、これから先の議事整理については、皆さんの御意見を聞かせていただいて、どのように今後審議をしていくかということをお諮りしたいと思います。

◆湯口史章 委員 委員長、いいですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆湯口史章 委員 いいですか、委員長。委員長ね、今動議も出たわけですけども、じゃ、具体的にどうこの意見の食い違いを、溝を埋めるお考えをお持ちなんですか。この溝を埋めるお考えをお聞かせいただきたいと思いますわ。論点を整理していただいて、じゃ、どこを論点にしてどこか歩み寄れて、これは平行線ですから、どちらもが一定の歩み寄りがない限りは、これは整理なんてできないわけですし、我々から言わせれば、かなり譲歩したつもりなんです。0回答はむしろ2会派ですよ、私から言わせれば。歩み寄りがあって、初めて妥協という言葉は私あまり好きじゃないですけども、お互いがやはり少数意見も踏まえて歩み寄る中で、一定の方向性を定めていくっていう、やはりそういう議事運営を委員長はやっぱりやらないといけませんので、じゃ、具体的に本当にどういう方法があるのか示していただきたい。

◆橋尾泰博 委員長 今、湯口委員から御意見をいただきましたけれども、私は今日まで、何とか皆さんの合意が取れるようにということで、最大限努力をしてみたいと思います。

皆さんにも大変多くの御意見をいただきました。その中で、先ほど、皆さんがたの方からこれ以上議論しても何も新しい進展はない、もう議論は尽くした、採決をとれという話でございました。それを、私は2つの意見を聞かせていただく中で私が今日まで目指しておりました合意、全員の合意ということは難しい。そして、先ほど私が私見ももう少し交えて言ったことについて、桑田委員からの指摘もいただきましたけれども、そういう状況の中で、私自身が消化しきれていない部分を皆さんに合意をお願いをしたいということは、言える状況ではありませんし、まして、全会一致を目指して採決はしないということを基本理念としてまいった私にとりまして採決をするということを、することができないということを申し上げておるんであって。

◆上杉栄一 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 委員長の今の説明は全く理解できません。先ほどの委員長の職務の中で、議事運営であったり、いわゆる議会の調整、委員会の調整がある。この度の休憩の中でも、本来ならば委員長がそれぞれの会派の間に立って調整するのがそうなのでしょう。何もやっておられないんじゃないですか、結果としては。だから、この休憩の間にこの文言について、いわゆる妥協するかたちの中で提案したのは私がさせていただいた。それを持って帰って結果としてはだめだったんだけど、本来は、こういうことは委員長がしっかりとまとめるということであるならば、その中ですべき話じゃないんでしょう。ですから、私は上田会長と橋尾幹事長と同じ会派だからということであるかどうかわかりませんが、委員長の立場としては中立、公平、公正を旨とする、となれば、となれば、なぜこれをまとめようとしません。ここまできて、私は理解できない。それで、さっき湯口委員が言っているように、どういうふうにまとめようとしておられるんですか、具体的に教えてください。

◆橋尾泰博 委員長 私は委員長として、公平、公正な立場で委員長を務めなければならないということで今日までやってまいりました。その気持ちは今も変わっておりません。その中で、まとめる努力をいたしてまいりましたけれども、皆さんの御意見の距離が縮まらない。その中で、次の新しい議論ももう出尽くしたということで採決をとれということでございますから、そういうことを総合的に判断して、今の私の委員長の職責として、はい。ちょっと今しゃべっております、ということで採決をとることはできないということを申し上げております。

◆上杉栄一 委員 総合的に判断ってどういう判断なんです、その総合的というのは。

◆橋尾泰博 委員長 総合的です。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 委員長さん、皆さんがおっしゃっているとおりでして、ただ私の信念として取れないんだというお気持ちは、心情としてはわかるんですけど、じゃ、委員長としてそこまでおっしゃるのなら、私に再度、1時間時間ください。何とか折衝をしてみるからと、特に今もお話が出ておりましたように、上田委員とは同会派でおられる。それで、まだ採決してありませんから、どんな結果になるかは別としても、そういう努力をもう少し私が汗をかいてみるから、そうさせてもらえんかと。それによって、今は採決することはお許しいただきたい、することはできませんというふうな、そういう手立てを持っておっしゃるのなら理解しますけどね、そのところがやっぱり委員長さん、信念でというふうなことでは、私は通用しないというふ

うに思いますけどね。その努力を委員長さんしていただきませんか、それなら。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。先ほど、採決をとれという動議をいただきました。今、上紙委員の方から、委員長として最後の努力をしてほしいと、まとめるという方向で、という言葉もいただきました。いろいろ議論をしていただいて、皆さんの意見を聞かせていただく中で、今、上杉委員からの御提案を1つの基本として各会派で御議論をいただいたわけですが、委員長の私なりに3会派の皆さんの思い、それから2会派の皆さんの思い、それらを委員長として受け止めさせていただいて、言えば、委員長の思いと言いますか、最低というまでいけば大変おこがましいこととございますけれども、皆さんの思いを集約するには、こういうかたちだろうということを文面にまとめさせていただいて、皆さま方に御提示をさせていただきたい。これが、私にできる最後の仕事だというふうに、職責だというふうに受け止めさせていただきたいというふうに思います。そういうお時間を私にいただけますでしょうか。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 具体的なここでの話し合いが決まって、今の協議がどちらにしても最終的には解決をして、方向性が決まっていて、その上で、委員長の考え方を聞くということだったらそれはそれでいいんですけれども、今そこまで行くまでに、もう今ストップ、議事がストップしている状況でしょう。そういう状況の中で委員長の考え方とか、そういったものを言ったら、余計に混乱しますよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 上杉委員のおっしゃるとおりだと思います。それと、橋尾委員長、その合意を旨とする私の信念だとおっしゃるけども、この特別委員会で何度か採決をしているんですが、その判断というのは、橋尾委員長のそのときのお気持ちを私たちが汲んでと言いますか、それで、採決をしているわけじゃないですよ、採決に対して職責を果たされるのであれば、その採決に対してどうなのですかと、これは何度もこれまでの特別委員会で言ってきたことですが、1つのルールに則ってこの運営をしていただかなければ、動議として採決のことが出ていることを全く無視をするというのは、私はちょっとあり得ないし、経験もないことなのもう一度、委員長がどういうおつもりでこのときは採決をしたんだと、それで、今回は採決をしないんだという点をはっきりしていただけないでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 はい。今、桑田委員の方から、何度も採決をしたというお話がございました。私の認識から言わせていただくと、1回やりました。これは大変議事進行というか、運営に取って大変大きなミスをいたしました。具体的に言わしていただけると、この取りまとめの4番の方でございます。その折に、共産党さんから会派に持ち帰らせてほしいということと、それから上田委員の方から会派の意思統一を図るために意見を留保させていただいて、次の特別委員会で返事をさせてもらえないかという動議がございました。そのときに湯口委員の方から、もう議論もしたんだから採決しようということとやりました。そのときに、伊藤委員、上田委員の動議も諮り、皆さんがたの総意として否決をされました。そのときに、桑田委員の方から委員長は都合のいいことだけ採決をすると、なぜ採決をとれという動議をかけないんだということで、いろいろ御意見をいただいたんですが、結果として採決をいたしました。それは伊藤

委員と上田委員が提案された動議というのは、この報告書の取りまとめ、これについて直接関係することではございませんでした。ただ、先ほど言いました4番の採決を諮り、2号案ということに決定をさせていただいた。この点については、私が今まで基本としておった全員の合意ということについては、明らかに議事進行のミスをしたということで、大変大きな反省をいたしております。そういうミスを二度としないように、原点に返って全会一致で進めていくという方針の意思を強くしたものでございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。先ほど、長い時間をかけてうちの会派としてのある程度の方向性という考え方を示したわけですが、先ほど、上紙委員の方から再度でも、もう1回でも議論をしようかという意見が出ました。いい方向が出るか、出ないか、ここではっきり申し上げることはできませんけれども、できるのであれば再度もう1回帰って、上紙委員が言われたようなかたちで努力というか、会派の意見をまとめる、まとめるというか、会派の方で協議、議論をさせていただいてはと、いただいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 上田委員の今の発言はそれなりの評価はさせていただきますが、私が動議として出したものについて、委員長、これは、私はこの議会のルールに基づいて動議として出したわけですね。これで、このテレビを、この放送を見ておられるかたは、議会というところはルールも守らないところなのかと、委員長はそういうふうなことをやっていいのかというふうに思われてしまいますよ。まず、私の動議はどうなっているんですか。それをちゃんとしっかりしてください。確かに上田委員の先ほどの発言を踏まえれば、私もその動議については保留、ペンディングでもいいんです。ただ、その私の動議を全く無視して今の話をされているわけですね、それをちゃんとここで確認させてください。

◆橋尾泰博 委員長 私は今日まで最大限の努力をしているつもりでございます。それを今のこのような状況の中で、数で判断をするという採決にはよう至らないということを申し上げております。それ以上のことも言えませんし、それ以外のことも今の私にとっては申し上げることはできません。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 委員長の議事整理に、議事進行、議事整理については疑義があるところは、これはテレビを見ておられる市民の皆さんが判断されるだろうというふうに思っております。それはそれとして、私は休会、休憩前の委員会でも必ずしも、それこそ採決でという思いはないわけで、今も上田委員の方から再度という話ですから、私はその上田さんの意見、さっきの発言を、いわゆる信じて、休憩を委員長の方をお願いいたします。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 とりあえず、私の動議は動議であるんですけれども、先ほどの上田委員の発言、そして今の上杉委員の発言を持って、私の動議はペンディングさせていただきます。

◆橋尾泰博 委員長 保留ということ、保留ということね、はい。はい、ありがとうございます。そうしますと、島谷委員からの動議は一旦保留にするということの御了解をいただきました。先ほど、上杉委員の方から、委員長として各会派との調整なんかもして最大限の努力はしたの

かと、それから湯口委員並びに上紙委員の方から、我々特別委員会としてどうしても報告書をまとめるという合意の下に進んできておると、委員長として最後の努力を今一度していただきたいという言葉もいただきました。そうしますと、今5時22分でございますけれども、6時か、6時まで休憩いただけますでしょうか。はい。それでは6時まで休憩させていただきます。

午後5時22分 休憩

午後6時03分 再開

◆**橋尾泰博 委員長** はい、失礼をいたします。それでは調査特別委員会を再開をいたします。先ほど休憩を取らせていただいて、委員長として最後の調整と言いますか、この報告書を取りまとめるにあたり努力をしてほしいという御意見を頂戴をいたしまして、皆さんからの御意見等も踏まえまして1つの提案をさせていただきました。それで、現在皆さんの元にお配りをいたしておりますペーパーは、この報告書の取りまとめの一番ポイントとなっております、昨日、新の上杉委員の方から議論を進めていく上での提案、これについてはまだ記載をいたしていません。後ほど、御意見を賜り、最後の調整をさせていただきたいというふうに思います。例えば、今2枚お配りをいたしておりますけれども、文字の下にアンダーラインを引いておる部分については、私が加筆をした部分でございますし、それからその他の部分については、表現でこういう表現の方がよりわかりやすくなるのではないかなというような字句の整理をさせていただきました、ということでございます。はい。ということで、その資料をお目通しをいただき、後ほどの審議の過程にさせていただきます。それから、先ほど休憩を約30分取らせていただきました。結の上田さんの方から、審議の経過を御報告をいただきたいというふうに思います。

◆**上田孝春 委員** 再度時間を取っていただきまして、うちの会派の方で、さらに今までの議論を踏まえた中で協議をさせていただきました。その結果といたしましては、新築の文字を入れる、入れんという非常に未だに厳しいそういった議論はありましたけれども、何とか合意が取れる方向でというかたちで協議を進めてきた結果といたしまして、入れる文言というか、若干、全体の文章の流れやそういったかたちでどういうふうにかこの文章のくくりになるかわかりませんが、とりあえず新築の件だけをちょっと申し上げさせていただきますと、新築の可能性があると参考意見も示されましたが、これについての意見はまとまりませんでしたというかたちではっきりと、こう、新築の話があったけれども、この件については委員会の中ではまとまらなかったというかたちではっきりとここで示していただきたいということ、これを踏まえて最後の(9)のところですよ、(9)のところがいいかどんなか知りませんが、やはり(9)のところの文章で言いますと、上の2段の最後の方から、市庁舎整備は近々の課題でありということの中で、やはりここで、やはり今まで特別委員会が議論してきた基本というか、元はやはり住民投票の結果を尊重するという1つの大きな使命の中で、考え方の中でこの議論がされてきたので、やはりここに住民投票の結果を尊重してということ、この文言はどういった次になるか知らんけれども、やはり住民投票の結果を尊重して、今後もやはり調査

をするというかたちの文言をしっかりと入れて、委員長報告をするというのであれば、何とか先ほど新築の案件というか、言葉を入れても、入れることに対して了解をまとめてきたということとを申し上げさせていただきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、先ほどの新築云々のところをちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、新築の可能性があるとする検討すべき参考意見も示されましたが、これについての意見はまとまりませんでしたというもの、可能性があるとする、新築の可能性はある、はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 この文章の流れからすれば、いわゆる今後の課題としての後に続く文言に入れるということですね。そうしないとここが独立してしまいますので、だから、今後の課題として新第2庁舎の建物ボリュームにかかる事項等々のあとに、新築の可能性があるとする参考意見ということで入れたらいいってことですね、はい、わかりました。はい。それで、じゃあ、意見言わせてもらいます。私はそれで結構だと私は思います。それから9番目に住民投票の結果を尊重してということを入れるかどうかということですが、私自身はこだわりません。それで、基本的にはこの住民投票の結果を尊重したかたちの中で、この特別委員会を設置をして検証したということでもありますから、基本的な考え方としては、まず持って住民投票の結果を尊重して、それで、今後も調査研究もそのことだろうというふうに思っております。あとは、調査研究は議会としては続くわけですが、執行部は執行部サイドでこれは取組まれるでしょうから、それ私はこだわりません。はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい。言えばこう今、上田さんの方から提案をいただいたのは、今、上杉委員の方から今後の課題ということで、言えば2枚目のペーパーの1、2、3、4、5、6、7、8行目ですか、基本計画時に調査すべき事項、点か、点で新築の可能性があるとする参考意見も示されましたが、これについての意見はまとまりませんでしたということで、それで、その流れはちょっと今急な提案なのでどこに入れるか、どういう字句を修正するかということであろうというふうに思います。

◆島谷龍司 委員 これ、委員長案。

◆橋尾泰博 委員長 私が最後の努力をせえという話ですから、私なりに、いや、これが決定ということではないですよ。いやいや、結局もうここだけです。6、7のところだけです、実際は。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 この、私も上杉委員が言われたとおりで、基本的に結構だと思います。ただし、文言のここを上にして、これを下に回してというような話はちょっと全体の流れからずっとあると思いますので、委員長、副委員長とその他調整会議なされました委員1人ずつでも、例えばですよ、たたき台を作っていただいて、合意をしていただいて、そうせんとここでこの文言はちょっと上の方がええ、下の方がいいっていうのは、議論は、今日は委員長さん、いいじゃないでしょうか。そうせんと、とても時間がかかるんじゃないでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。

◆上紙光春 委員 私はこれで基本的にいいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。2枚目の上段と言いますか、建設費概算は合計で33億2,000万、工

期は2年半とすることが提示されました。これは6、7の上段の部分までですから、ここまでは、今、皆さんがたと話し合いをして合意が取れたところでございます。それで、その下ですよね、基本計画時に検討すべき事項としてというのと、その下の鳥取市が示したというところが区別をしてほしいという段落のお話し合いで合意が取れましたので、それをまず上に上げていくと。それで、その中に先ほど皆さんで修正をするという流れの中で、上田さんの方から新築の可能性があるとする参考意見も示されましたが、という文言を、この8行目ですか、調査すべき事項のあとにこれを入れていって、これが日本設計の調査業務を委託した報告ですということを取りまとめ、その下に鳥取市が出されたことも報告をいたしますというかたちで、以上が本特別委員会における調査研究の報告となりますが、ということで下の8番、9番につながっていくということでございます。

それで、今回の特別委員会でございますが、本来はもっと議事を先行させていただいて、当初の目標でありましたこの耐震改修及び一部増築案の方針と言うか、基本計画的な方向性まで求めておったわけですが、現実には検証作業に時間を費やしてなかなかそこまでまいることができませんでした。ただ、その検証の報告を中心としてまとめさせていただいて、今後、市庁舎整備については大変注目されている課題であるという8番に持って行って、今の報告書の内容のとりまとめであると、今の特別委員会の皆さんの議論を聞かせていただく中で、アンダーラインを引いておりますけれども、言えば耐震改修及び一部増築案の基本計画が策定されれば市民説明会を開催するなど、市民の意見を聴きながら、これは条例案検討の折に共産党さんが妥協の1つとしてパブリックコメント、市民の声を聴きなさいということがございましたので、説明会を開催するときなどに、こういうスタンスで一層の説明責任と市民の理解を得る取り組みを鳥取市、議会全体で果たしていくべきと考えますというような流れにしたかどうかというふうに判断をし、提案をさせていただいております。

それから、最後のまとめでございますけれども、本委員会報告をもって鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会の調査を終了することを委員全員で確認いたしましたところでございますが、市庁舎整備は喫緊の課題であり、住民投票の結果を尊重し、現在地での耐震改修及び一部増築を確認をいたしました。ということで鳥取市市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会の最終報告といたしますという流れの中でとりまとめるのが、今皆さんから御意見を聞いた中で一番合意がいただけるのではないかとということで、委員長として1つの、時間がない中でございますので提案をさせていただいたということでございます。はい、島谷委員。

- ◆島谷龍司 委員 委員長、今、委員長縷々御自身の案を出されましたけれども、休憩前に上杉委員が提案されたのは、この今紛糾していた協議3のことについて、それの、なんて言いますか、まとめる努力をしてくださいますと言っただけであって、今、委員長が言われたのは、これの案として今出ているものをまったく無視したことをずっと言われているので、これを今、我々に提示されても、これは検討することはできないと思いますよ。それと、これは今、委員長の話についてですし、もう1点、先ほど上田さんの方から提案がありました、これについてちょっと私の意見を述べさせていただきたいと思うんですが、まず会派のとりまとめをしていただいたということに大変御努力いただいたことについては感謝しますし、これについては評価させて

いただく部分もあります。ただ、最後の9の方、これは、まだこれ検討していかないといけない話になるんですけれども、今後、この場でちょっとあれだと思んですが、もうすでに5の方で最初に住民投票の結果を尊重しと、これをしている上に、ここで入れるということは一番最初に皆さんで確認いたしました、これを報告をもって執行部に送るときに足かせにならないような報告にしようと、こういうことを言った以上は、最後のここの報告の中で住民投票の結果を尊重しという言葉を入れること自体がちょっと私は控えた方がいいんじゃないかなと、2重の表現にもなりますし、まず住民投票の結果をもってそれを検討してきたという事実があるわけですから、私はこの9に入れるということについては2重の表現になってしまうということで、私はいかななものかと。これは次の段階の話はさせていただきたいと思いますので、これは意見として言わせていただきます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。この委員会が再開される前の議論は、今島谷委員が言われたとおりでありまして、委員長が調整していただくことは先ほどの協議3の新築を入れるか入れないかというものの議論であって、今、私たちに配られている委員長からのペーパーにつきましては、もうすでに決定をみていることに対して、さらにつけ加えられている文言もあったりしておりますし、また、住民投票の結果を尊重し、それで、先ほど説明をされましたけども、その後には現地での耐震改修及び一部増築を確認しましたというところまで手書きで書いてありまして、これは少しまだこれから議論しなければならないところですから。

◆橋尾泰博 委員長 いや、いや。けして決定じゃないですよ。

◆桑田達也 委員 ええ。

◆橋尾泰博 委員長 委員長として、

◆桑田達也 委員 ええ。ですから、

◆橋尾泰博 委員長 皆さんの意見を聞いた中で、こうやって時間がない中で合意がとれる最後の努力をしてほしいという言葉もいただいたので、私なりに。

◆桑田達也 委員 うん。ですから、すべてを委員長に、委員長の御意見を私たちは求めているわけではなくて、私たちが先ほど議論をした、また、委員長の下で協議をしないといけない内容についてお願いをしたわけでありまして、まずはそこを1つ1つ確認をしながら進めていけばいいじゃないですか。もうすでに各党派から意見は出ているわけですので、それを進めていただければいいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 はい。党派に持ち帰った議論、意見です。まず6、7に関わるところで、新の方からの提案のありました新築の可能性がっていう件、それをそのまま委員長報告の中に入れるとするならば、私たちとしては、そういう報告がまず日本設計の方から出たということをはっきりさせてほしいと、それで、その次にその10.2億円の方も鳥取市より示されたということもはっきりした上で、この特別委員会として、特別委員会としてその住民投票の結果を尊重しというのが2重にも3重にも出ているということがありますけれども、やはりそれを尊重して現在地で耐震改修及び一部増築でやっていくと、そのことを確認をしていただきたいわけです。

よ。それが委員会の意思なわけで、その担保がない以上は新築ということは載せられないってことですよ。それで、なんでそんなことを言うかって言うと、本当に途中のマスコミ報道でいろんな報道されて、市長もすごく踏み込んだ発言もされて、もうあたかも本当にこの耐震改修の対策が取れないんじゃないかっていうことが市民の中に、本当に疑問として広がっているわけですよ、やっぱりそういったこともあるので、本当に私はそういった間違っただけの情報を出すということはいけないと思いますので、それはもうセットと言いますか、そういうことで提案をさせていただきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。今、伊藤委員の方からそういうセットでということであったんですが。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 今、伊藤委員の方からいろんなことを言われましたけれども、確認していないことを確認したというようなことを今言われましたよね。この委員会の中で、現地での耐震改修を確認したという行為はいつあったんでしょうか。それは、我々は第2号案を検討するというので、検討というか、検証するというのでこの委員会は設置されているわけですよ、その確認行為というのは多分この後のこの検証結果をもって次の委員会があるのであれば、そこで確認される可能性があります。でも、この委員会ではそこまでの行為はしていないんですよ。私はしっかりとそれは認めていただきたいんですけど。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、確認してくださいということですよ。それで、言っているでしょう、6と7は、6はあくまでも報告だと。それで、7が委員会としてどう考えていくかということを書くものじゃないかと私はそういうふうに認識しているということ、これまでも言ってきましたけれども、やはり委員会として、どう今後のことを考えていくかっていうその意思表示ですよ、それは必要なわけで、その議論はされてないということはこれまでも言っていますので、ただ、文案として提案ということでは言われていましたので、それで書いたのを確認をしてくださいということです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 確認してくださいということ自体がおかしいと思うんだよね、一番最初、先ほども言いました、ここの委員会の中で、まずこの結論、報告したときに執行部に対して足かせにならないような報告にしましょうということを皆で確認したじゃないですか、その点は。今、伊藤委員がおっしゃっておられるのは、それを、足かせをかけるようなことになって、まずは、我々は検証した結果2号案っていうのはまず実現不可能だったということが出てきたわけですよ。それで、出てきたからそれのみではできないから、じゃ、ここに書いてあるように住民投票の結果を尊重して、じゃ、それに近づくような案であればどういうふうな案ができるのかというのを検討してきたわけですよ。それで、それによって総事業費が決まったわけじゃないですけど、提案され、また、10億2,000万の何て言いますか、ヒ素処理費とか、そういうのが明らかになってきたと。そういう結果を報告するということが、この検討委員会の検証結果であって、その後のその現地改修案がどうだ、こうだ、これはまったく別の案が出てきているわけですから、それは次の段階で、委員会ができるかどうか分かりませんよ。その段階で検討すべき

事項だと思うので、私はこの委員長報告の中にそこまで踏み込むっていうのはかなり論理的におかしいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 しばりをかけないということは前回だか、前々回だか、そのことで議論があったと思いますけども、この変更案として出てきた33億なんですね、これでやりなさいというそういうしばりをかけてはいけないっていうふうには私は理解しているんですよ。それは当然だと思いますよ。けども、新築も選択肢にあるよなんていうようなしばりをかけなくていいっていう、しばりをそこまでなんて言うのかな、しばりをかけてはいかんっていう、そんな拡大解釈はあまりにもおかしいし、そもそもその住民投票の結果に基づいて、ここで対策を取るんだと、耐震改修でね、現本庁舎を使って、それで向かっているわけですから、ちょっとそう言われるのは、私は本当にちょっと理解に苦しむんですけども、要は何ですか、この特別委員会のこの検証を委託して、その結果、これ、これ出ましたと。それで、この委員会としましてはしばりをかけないと。だから、執行部については次にあるかないかわからない特別委員会については、新築も選択肢に入れて考えるのを諒とするというふうには判断したというふうには、ほとんどの委員さんは思っておられるんですか。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと別の人の方がいいな。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 議論が進んでおるんですけども、まず委員長がよく言われる議事整理として、上田委員がおっしゃったことを私と上杉委員しかまだいいじゃないかと言ったのは2人です。それで、セットとして、住民投票の結果云々ということもお話になりましたけども、それは別の議論として、まず上田委員が示してくれた結の案をこれでもいいじゃないかと、私と2人ですよ、今、言っておるのは。まずそれを、3人か。まずそれを委員長さん、これでよしとしよう。それから先の議論にしましょう、これは、次に。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 9番目の住民投票の結果を尊重してという文言にかなり皆さんがこだわっておられるようなんだけど、こんなこと、またこれを言えば元に戻るような議論になっちゃうんだけど、住民投票の結果を尊重して調査研究をしたらできなくて、そして、それに近い案ということで32億円が出てきたわけなんですよ、それであるならば、その住民投票の結果を尊重してということよりは、むしろ市民の声を取り入れるとかね、住民の声を尊重するとか言った方が、今後の展開にとってはそちらの方がそれこそ私は正確だというふうに思いますよ。だから、私はあえてそこまでは言わないけれども、住民投票の結果を尊重する、要するに市民の声を尊重するであるならば、市民の声を取り入れるなり、住民の声を尊重するなりというふうに文言を入れた方が正確だと私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、先ほど上田さんとか伊藤さんの方からセットでという提案がありました。これも今の住民投票の結果を尊重し云々という流れというのは、住民投票の結果を尊重し、これは市民の御判断ということだろうというふうに思います。それで、我々特別委員会も、その市民の皆さんの出された方向性、これはよく認識をしていますよということの文書を入れたらというふうに私は理解をしておりますし、私もその方向がいいのかなということで記載をさ

せていただきましたけど、これは1つの提案でございますのでまた議論を深めてまいりたいと思います。それから先ほど、上紙委員の方からセットという話はあったけども、やはり1つ1つ整理をしたらどうかという御提案がございました。新築に関する部分でございますけれども、新築の可能性があるとする参考意見も示されましたが、これについての意見はまとまりませんでしたということで、結の上田さんの方から入れてもいいということでございました。これについて、上杉さんと上紙さんとお2人じゃないかと。はい、桑田さん、どうですかね。

◆桑田達也 委員 私も言ったつもりでしたけども、そのとおりでよろしいと思います。それで、委員長1つだけ。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆桑田達也 委員 確認です。今、委員長の配られた書類について、委員長が参考までにというふうにおっしゃったわけですね。1つの提案ですということをおっしゃったわけですが、もう既に協議が進み議論が重なって、重なりですね、それで深まって、そして結論をみたことについては、これはもう済ということよろしいでしょうか。いやいや、違いますよ。例えば5のところですけども、耐震性能を構造体Ⅰ類というふうに。違いましたっけ。これ。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっといいですか。1枚目のペーパー、ちょっと2カ所。

◆桑田達也 委員 市庁舎の、1枚目のペーパーですね。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆桑田達也 委員 段落でいくと下から2段目のところの例えば、③のところ免震工法を前提とすると、という文言が入っておりますが、これは正しいでしょうかね。今、4の済というペーパーを御覧になっていただければ、私たち特別委員会は③のところは駐車台数150台が確保できないことであるというふうになっておりますが、今、委員長が提出されたものは、③免震工法を前提とすると、という言葉が入り、そのあとに駐車台数150台が確保できないことであるというふうになっておりますね。これは新たな提案って、今さらどういうことなんでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 全然、全然、いや、全然いろってないつもりなんだけど。

◆房安 光 副委員長 いや、これはいろってあります、下線が付いている。

◆桑田達也 委員 わざわざ線まで引っ張って、それで、その。

◆橋尾泰博 委員長 どこ、どこ。

◆桑田達也 委員 1枚目のですね、段落で言うと。

◆橋尾泰博 委員長 はい、はい。

◆桑田達也 委員 下から2段目のところの冒頭が日本設計と計画条件の内容確認、ありますね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、はい。

◆桑田達也 委員 それをずっと下って行って、③、下線が引っ張ってあるところです。免震工法を前提とすると。

◆橋尾泰博 委員長 はい、はい。

◆桑田達也 委員 これは特別委員会で確認をされたことと異なる文言が入っておりますし、さらにその下、また、その性能のところですよ、私たちは耐震性能を構造体Ⅰ類ということでこれ

は確認、了解を得ている、合意をみていると思いますけども、また、これが市庁舎の性能を構造体Ⅰ類というふうに。

◆橋尾泰博 委員長 違うのか。

◆桑田達也 委員 違いますよ。

◆房安 光 副委員長 確認してもらったら。

◆橋尾泰博 委員長 いえいえ、違う、違う。そういう意味じゃなしに。

◆桑田達也 委員 何でこんなわざわざこんな、合意を、皆さんの合意を図りながら、と委員長が言っているながら、合意をみたことをなぜこのような文言の変更をされて、わざわざ出してこられるのでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。まず、上の③ですけども、従前は、駐車台数150台が確保できないこととありますというふうに、皆さんとお話をして決めました。この文言を入れたのは、①に地下1階の柱頭免震工事はという文言があるんで、柱頭免震工事はスペースが足りないということが出てきたんで、駐車台数150台、これは半地下は100台ですけども、検証したのが免震工法でやったと。だから免震工法を前提とすると駐車台数150台が確保できないというこの1番の柱頭免震工事との正当性というか、1番はそういう工事でできないというような表現になっているんで、こういう書きの方がわかりやすいんじゃないかということ。それから下の性能構造体Ⅰ類というふうにしてはいますが、また性能をといって、何の性能かわからないので、市庁舎のって入れた方がよりわかりやすいんじゃないかという思いでちょっと加筆をしました。ですから、これはそういうわかりやすくというか、字句の修正みたいな気持ち。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 今のアンダーラインの面について、例えば免震工法を前提にすると、という話、じゃ制震とか耐震のときには150台を確保することはない、これははっきりしてないわけなんですわ。具体的には、うん、だから、うん、だからこれは、ここの委員会の中で合意を得ているわけですから、駐車台数150台を確保できないということで、これはもう合意を得た事項ですから、これをまた戻ってここで議論をすると、まだこれで1時間かかりますよ。それから、市庁舎の性能、市庁舎の性能って当たり前の話でして、我々が市庁舎の、それこそ耐震改修一部増築案を、これを協議しているわけですから、別に県庁とか他ではないわけですから、性能一部構造体、ですから、これにあえてその市庁舎とこれをいう、これを付ける必要があるのかなとふうに思いますし、ですから今配られている1～6、7までは、基本的にはこの文言でいくということでもう合意をみているわけですから、それでいければいいじゃないですか。

◆橋尾泰博 委員長 上紙委員。

◆上紙光春 委員 はい。同感でしてね、委員長。決まったことの、このくくり括弧がある分の4番までは終わっているんですが。これはね、委員長お気持ちがわからなくてもないですけど、よりよくわかるようにという。でもそうされるとまた議論がバックしますんで、決まったことは、決まったことはそのとおりで委員長さん、行ってほしいと思います。だから、今、上田委員から提案されたことはほぼ皆さんが合意の状況が感じられるんですけども、それが決まったら後の文言は、相対的に最後の仕上げというのはあるかもしれませんが、ここでまた元に戻っ

た議論に返ってしまいますので、決まったことは、もう後からとんでもない文言が入っていたというようなことに気がついて、皆さんが了解すりゃ別としてね、決まったことはもう委員長さん、もうお気持ちはゼロじゃないですけど、わかるんですけど、ちょっとは。止めましょう、その決まったことを変えることは。

◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます。前にも、1～9まで1つずつ整理をしていくということで、1つずつ確認取っていきましょうと、それで9番までまとまれば、1枚のペーパーにしてその流れを確認しながら字句の綴りだとか。いやいや、だからそういう議論があったものですから、加筆したところをちょっと、いやいや、どさくさ紛れじゃない。私の善意だというふうに御理解を取っていただけませんか。はい。

◆房安 光 副委員長 違う、悪意ですよ。

◆橋尾泰博 委員長 悪意ってどういう意味ですか。私がこれだけ。

◆島谷龍司 委員 委員長、進めましょう。

◆橋尾泰博 委員長 いやいや、悪意という言葉が出るから、それがどういう意味だということを質しているんですよ。やっぱり言葉をやっぱり選んでもらわんと。悪意だってどういうことですか。私が何、どれだけ皆さんに悪いことしたんですか。いやいや、今、聞いているんだよ。

◆房安 光 副委員長 答えます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 ここの③の免震工法を前提とすると、という言葉再三にわたって委員長はおっしゃっていましたが、これは完全に否定をされているんです。免震工法を前提にしなくても制震でも150台は取れないんです。それはもう調査結果で明らかなんですよ。それをわざと変えるって何が善意ですか、これは。とてもこれが善意だとは思えません。

◆上杉栄一 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 言葉には気を付けて発言をしていただきたいというふうに思っております。議論を進めていただきたいというふうに思っておりますしね、もう1番から今6番、7番、それで協議の3、これはだいたい合意をみたところですので、8番、9番について進めていただきたいというふうに思います。それで、8番、9番を終わったところで、いわゆるその文書の続きであったり、あるいは字句の修正であったりということでもありますので、基本的にその中に新しい何らかの意図でない、言葉を入れるとか、文字を入れるとかいうような話は、そういうことではなくして。ということで、進めていただきたいということです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私の提案したセットのことはどうなっているのでしょうか。私はセットでない限りは認められません。

◆橋尾泰博 委員長 はい。ということになると、9番までいかないといけんのかな。それで、今ですね、この6番、7番のこの3つの案件については、一応ここまで確認を取らせていただいたということにさせていただきたいと思います。それから、その9番とセットでいうことを伊藤さんもおっしゃいましたし、上田さんもおっしゃいました。この点は各委員の皆さんも頭に

入れていただいた中で、8番の方にいかせていただきたいというふうに思います。8番。はい、伊藤さん。はい。

◆伊藤幾子 委員 なぜ、セットにしてくれて言っているのかは意味があるから言っているわけですね、それを8、9のところ、6、7は要は入れる、新築の可能性がどうのこうのというのを入れるということでほとんど合意をみたということで進めていくということでしょう。そんなのおかしいですよ。それだったら私は抜いてくださいと、その新築ということを入れないでください、このまま進むんだしたら。

◆橋尾泰博 委員長 伊藤委員に申し上げますけども、6、7の合意は合意として、8番、9番として持ってまいります。それで、それをセットだということで、その部分でどういう合意になるかわかりませんが、その合意の結果によっては賛成できないという意味も明らかにされているわけですから、9番までの経緯も踏まえて、委員の皆さん、それを皆さん聞いておられるわけですから、というわけでは御了解いただけないでしょうか。やっぱり1つずつ。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、その1つずつやっていくことが。そうしましたらね、この6、7のところに入れていただけませんか。

◆橋尾泰博 委員長 なるほどね。

◆伊藤幾子 委員 そんな9まで待てませんので。

◆橋尾泰博 委員長 はい、はい。

◆伊藤幾子 委員 先ほど言いましたけども、その6というのはあくまでも報告の中身、7というのが前にいただいているあれでいけば委員会としての方針についてということになっています。それで、委員会としての方針についてということで、私はさっき言ったように、住民投票の結果を尊重し、現在地での耐震改修及び一部増築を確認しましたという提案をしているので、そこは議論が当然あるかと思えますけども、それでやっていくんだという委員会としての意思ですね、意思。それを。

◆橋尾泰博 委員長 何が。

◆伊藤幾子 委員 違いますよ。それをまず議論してくださいということです。

◆橋尾泰博 委員長 今、伊藤委員さんがおっしゃったのは、日本設計に検証を依頼をして検証結果が出てきました。それで日本設計の調査業務を委託した報告でありますということ。それから鳥取市が出された10億2,000万ですね、これは繰り返は、もう別のくくりにしてほしいということで、そういう流れで書いております。それが6番、7番の該当する部分ですが、その部分に今言われた住民投票の結果を尊重し、現在地での耐震改修及び一部増築を確認しましたというのを6番、7番にセットに入れてくださいということですよ、今の提案は。9番までということであるなら、ということだというふうに聞いたんですが、違いますか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 セットに入れるには議論せんといけんですけど、委員会の意思、考えを入れてくださいということです。

◆橋尾泰博 委員長 もう一度確認します。入れるとすればどこでございましょうか。はい、伊藤

委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、私は最初9番にと言ったけれども、順番で、6、7はこれで確認取れたと、それで次に8、9ということで、その議論は9番のところに来るまでは持ち越しになったわけですね、その言葉を入れるの。でも、それはあくまでも新築の可能性というような文言を入れるのであれば、これも入れてくださいという提案なんで、切り離して考えられると困ります。

◆橋尾泰博 委員長 上杉委員。

◆上杉栄一 委員 非常に混乱するような話になっちゃうんでね、6番、7番の話と9番でさっきの喫緊の課題であるの後に、住民投票の結果を尊重して今後も調査研究を続ける必要があるということで私はいいいという話をしましたが、冒頭で。だから、それではいいと、ただこだわるようであるならばね、こだわるようであるならば住民投票の結果を尊重してではなくして、そこには市民の声を取り入れるとか、住民の声を尊重するとか、そちらの方が大事な話なんです。だから、それこだわられるのであるならば、その住民投票の結果を尊重してあくまでこだわられるのであるならば、それはそれでいいけれども、今後の調査研究を続ける必要があるということであるならば、余計にそれこそ市民の声あるいは住民の声を尊重するという方が大義としては上じゃないですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 それはそうですよ、市民の声入れて現地の耐震改修を進めていくというのがそもそもの元々の話です。

◆上杉栄一 委員 だから、市民の声を取り入れればいいわけだから、耐震改修であろうがなんであろうが、市民の声をパブリックコメントでもなんでもいいですから、それこそ市民の声、まさに共産党がいつも言っている市民の声なんでしょう。ですから、住民投票の結果を尊重して、その一部増築どうのこうの、云々かんぬんというのは、果たして本当に市民の声なのかということもあるわけなんです。市民の声いろいろある、全部が全部、一部増築で耐震改修は市民の声という話じゃないわけです。ですから、ここにこだわられるようであるなら、私はあえて、住民投票の結果を尊重して今後も調査研究を続けるということで、それは諒とするという話をしたんだけど、あまりにそういうことを言われるのであるならば、それよりも市民の声を取り入れたり、住民の声を尊重する、そちらの文言の方が、その方が市民にとってはわかりやすい。そういうふうに思いませんか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 わかりやすいことと、新築を含めた現地で耐震改修にこだわらないといった意味での市民の声を聞くということでは全然違うわけですからね。違いますか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 違います。私は、今のこの続くりで言うと、今後調査研究はするわけですね。基本的にはこの住民投票での結果の増築案一部新築案というものをしているわけなんです。これから共産党がよく言われるパブリックコメントいろいろ取られるでしょう。そのときに市民の声がどうなるか、それはわかりません。ですから、多くの市民の声を取り入れる中で今後の

方向性を出していかなければならないということなんです。だから、私は決して個人的には住民投票の結果を尊重してという話で先ほどの話になります。結果を尊重して、調査研究したらこれができなかったと、不可能だったということで、代替案で理念に近いものということになれば30数億かかるということでこれから進めていく。じゃあ、住民が20億かかっていたものが30数億、これはうそじゃないか、騙されたじゃないかという声もたくさんあるわけなんですわ。あえてそれを言わせてもらえば、それで、じゃ30数億かかる、あるいは42億かかるというものについてそのまま市民が、じゃあこれで行きましょうという声になるかどうかそれはわかりませんよ。だから、言われるように市民の声をしっかり聞いていって、これから調査研究を続ける必要があるということに結果としてはそうなるでしょう。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私たちが市民の声を取り入れて取り入れてということを行っているのは、検討会のときにその条例案を最終的に合意するときに、市民の声入れて必要な見直しをすると、それはあくまでも現在地での耐震改修のことについてですよ。

◆上杉栄一 委員 市民はそんなことはおもっていない。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっとちょっと待って、ちょっと待って、ちょっと待って。他の委員さんで何かないですか。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 今ちょっと議論している。僕は、8のところでは協議事項4で1案、2案があるでしょう、ここに、でているんですけどね、やはりここに思いというものを入れたらどうか、市民の理解と意見を得るその努力をしていくというか、そういったかたちですれば市民の声も当然説明会をするという前提ですよ。この報告、さらにはどの時点で市民説明会をするかということは、これは協議、議論しないといけんとするんです。ある程度の方向性、基本計画的にはある程度の方向性ができたときにするのか、この時点でするのか、それはまた皆で議論しないといけんわけですけれども、いずれにしてもこの問題については市民に説明会をしていかなんといけんという共通認識をされているというふうにするわけ。その中にやっぱり市民の理解を得るといふか、そういった取り組みを議会全体としていかなんといけんという1つの考え方が出ておりますので、ここにもう1つ理解とその意見、また皆さんの意見を聞き入れるという1つの文言を入れて全体をまとめてはいかなんものかなというふうにする。そうすれば市民のいろんな意見があると思うんです、耐震改修一部増築の部分、それかまた他の意見等々があるわけですので、ここで総合的に意見を聞いて基本計画に生かしていく方法はいいじゃないかなというふうにはちょっと考えていますけどね。

◆橋尾泰博 委員長 はい。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 住民投票条例の全会一致となった2号案に対する認識がこんなに違うんかと、私本当にもう情けないですけども、ちょっと15分、20分ちょっと休憩時間くださいませんか。ちょっと会派で話し合いをしたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 確認します。どういう理由で15分、20分いただきたいとおっしゃるのか。

◆伊藤幾子 委員 結局その6、7のところでは新築の可能性がどうのこうのというその文言を入れるということについては先ほど言いました現在地でのその耐震改修のね、これをセットでとい

うことで私たちは提案しているんですけれども、そのことについてもう一度協議をしてきたいと思えます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 私、今、伊藤委員のおっしゃっていることがちょっとほとんど把握できずにおるんですけれども、理解に苦しむんですが、新築という文言。これはこれまでの私たちの議論の中でその意味というものは理解をされた上でおっしゃっていると思えますけれども、新築とそれから新築対耐震改修及び一部増築をという話じゃないですよ、言っておきますけど。こういう、住民投票の結果を尊重し、現在地の耐震改修及び一部増築を確認いたしました、あたかもこの特別委員会が今後の調査を進めていく上で、住民投票いわゆる、にかけた、そして結果を得た20億8,000万、それが現在地での耐震改修及び一部増築イコールですよ。それを再び次の調査研究の対象にするということじゃないですよ。そのことについてはもうこの特別委員会で20億8,000万はできませんと結論を第1章でつけているじゃないですか。それをまた繰り返すんですか。エンドレスな議論するんですか、また。新築という言葉が出ているからまた再び耐震改修及び一部増築を出して、そしてまた市民の皆さんを混乱させるんですか。そういうことはやめていただきたい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ですから、ちょっと休憩を取っていただきたいと思えます。整理してきたいと思えますので。

◆橋尾泰博 委員長 今、伊藤委員からそういう御提案があったんですけども、他の委員の皆さんで御意見をいただきたいと思えます。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 20分休憩取られてどういう結果が出てくるかということとはわかりませんが、結果として、先ほどの、初めの新築案も新築の文言もこれではだめだというような結果が出た場合に、じゃあ、元の話になって、そうすればもう具体的にもう採決しかないわけでして、そういうことなんですよ。

◆橋尾泰博 委員長 休憩取らせてもらってもよろしいかな。いいですか。そしたら共産党さんだけの申し出でございます、今15分～20分というお話がございました。7時15分には再開しますので、この議場に帰ってきてください。よろしいですか。はい、それでは7時15分まで休憩します。

午後6時56分 休憩

午後7時15分 再開

◆橋尾泰博 委員長 はい、それでは休憩前に引き続き特別委員会を再開いたします。共産党の伊藤委員、お願いします。

◆伊藤幾子 委員 休憩の時間を取っていただいてありがとうございました。会派で話をしましたけれども、やはり休憩前に提案したとおり、その2つのことですね、セットでないとその新築という言葉ですね、入れるというのは認められません。

◆橋尾泰博 委員長 という報告ですね。はい。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 言葉の内容あるいは言葉尻ということでのそういった議論はしたくありません。ですから、元のそれこそこの委員会の再開の時に帰って、上田委員の方から提案がありました新築の可能性があるとする参考意見も示されたがこれについての意見はまとまりませんでしたという文言。それから9番にその条件としての話があって、喫緊の課題であるの後に、住民投票の結果を尊重して、今後も調査研究を続ける必要があるものを申し述べという、そういうつながりで私はいいと思っているんです。だから、セットでそれは結構だというふうに思っているんです。ただ、うちの会派の島谷委員、桑田委員についてはこだわりがあるようですけれども、こだわりはこだわりとして、これがあるからそれが手かせ足かせになるとか、そういった考えは少し外していただきたいというふうに思っております。そうしないと、もうこれはこだわれば、もう元からもう一遍議論するような話になってしまいます。ですから、これはそのあたりのことはある程度それこそ、もうここまで皆さんでお互いにと言いますか、ある程度、それこそ了解しあいながらきたところですから、その後にその文章の裏に何かあるとか、何かあるとかいうようなことについては、ここで議論すれば、それはもう、最初から賛成、反対、それぞれの立場があるわけですから、だから、これが言ったから執行部がそれをしなければならぬ、言わなかったからしなくてもいいという問題ではないわけです。ですから、あまりこだわりの必要はないと思いますんで、これも議事を進めていかなければならないと思いますんで、私は、今、伊藤委員が言ったこの分で、ここで収めていただきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 上杉委員さんと全く同感です。もう収めなきゃ本当に恥ずかしい。こらえあって、妥協という言葉は適当でないかもしれませんが、そうして収めて、やっぱり次の段階に進むということで収めましょう、委員長。私は厳しく思います、強く思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 今、上杉委員と上紙委員がおっしゃいました。また、先ほどからも上田委員の方からまた結の方の案が出たということで、私も言葉にこだわるわけではなくて、執行部に報告した後に執行部の手かせ足かせにならないようにという思いがあって言わせてもらったわけですので、今、上杉委員や上紙委員が手かせ足かせかけるわけではないというふうにおっしゃいましたんで、私としてはそれを諒としたいと思います。ただ、最後に上杉委員が言われた、伊藤委員がなんか云々かんぬんというのが、ちょっと私意図が、意図と言いますか、意味がわからなかったんですけども、どういうことだったんですか。ちょっと教えてください。

◆上杉栄一 委員 別に伊藤委員、

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 すみません。伊藤委員にどうのこうのという話ではありません。それから、住民投票の結果を尊重して今後も調査研究を続ける必要があるということが、執行部サイドにとって、これが手かせ足かせになるという話ではないし、あるいは議会にとっても、我々にとってもこれが手かせ足かせになるということではないというふうに思っております。ですから、多くのいろんな市民の意見を聞く中でこれは方向を進めていけばいいという話で、それでこの

文章をそこで収めればいい話だというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 私も、先ほど上杉委員が言われましたけども、この市民の声を尊重しという言葉でくれば納得をいたします。なぜ、住民投票の結果を尊重し、それから現地での耐震改修云々ということに私がこだわったのかと言うと、まずは、先ほどの新築ということとセットであるということ、そして、住民投票の結果ということがイコール2号案、その2号案についてこの特別委員会で最終盤で上田委員の方から、2号案は、これ、できるんだというようなことが、議論がありましたから、これが、住民投票の結果を尊重するということが、これからのこの特別委員会の調査研究において実現可能な2号案であるという、その誤った認識になってはいけないから私は申し上げたまでですので、そういうこだわりはありません。市民の声を尊重しでよろしいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 また戻るなあ。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 住民投票の結果を尊重するということが、今2号案がどうのこうのという話ですけども、この委員会の席ではその議論は避けた方がいいと思いますし、私はもう、市民の声を取り入れということと併せて住民投票の結果を尊重してというのがいいのか、住民投票の結果を尊重してという当初の意見の中で、議論の中では、さっき桑田委員の言われることでこだわるのであるならば、こだわるのであるならば、市民の声を取り入れということの方が、これはいいんではないかということであったわけですけども、私は今、住民投票の結果を尊重するということが手かせ足かせになるということにはこだわらないという思いの中で、もう、上田委員、伊藤委員の言われる住民投票の結果を尊重してということを入れて、入れるだけで、それで私はいいということで申し上げたところです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 そういう、私たちが共通理解の上で、この住民投票の結果を尊重しということであれば理解しますが、ただ、もうすでに議論済みの5のところでは住民投票の結果を尊重しと、また最後に住民投票の結果を尊重しと、そこについてはどうなのかなと思いますけど、文言修正は、事務局に、最終的に表現として似かよった表現であればそれに修正されたらいいと思いますけども、ただ、繰り返しになりますけども、伊藤委員もいいわけですね。現在地で耐震改修云々確認しましたということは取上げていただくということで了解していただけるのであればよろしいかと思っておりますけど。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 休憩に入る前の議論の中で、その市民の声を聞いてとか、市民の声を尊重しとか、そういったことを9番のところに入れるという議論の中で、決してこの場所で現本庁舎を使って耐震改修をやっていくということにはこだわらないと言いますか、全面改築というか、そういったことも検討の検討事項に含まるというようなことが、私は上杉委員の方から出されましたので、明らかにもうちょっと、それがわかった以上は、本当にこの現在地で耐震改修及び一部増築でやっていくんだと、そういう意思の確認ができない限りは、私は、同意はできません。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 反論めいたことは申し上げませんが、私は住民投票の結果を尊重し、でも結構ですし、あるいは市民の声を取り入れながらも結構です。こだわりません、私は、この部分については。それで、今後の方向性云々ということについては、我々議論した話でもありませんし、次のステップの中で具体的な市民の声を聞く中で積み上げていくことであろうと思っておりますし、そのことについてまた次回の委員会等で、新しい、やっていかれるべきことですので、私はどちらの文言でも構いませんので諒といたしたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 1点、ちょっと桑田委員に確認を取らせていただきたいと思いますが、先ほどのいろいろ質疑の中でございました中に、耐震改修案とそれから新築案ですか、2つあるんだというように私は聞きとったわけですが、この新築案についての可能性という部分については、この3日間しっかりと議論したんですけども、ここに至っては双方の合意が取れなかった、意見がまとまらなかったということだったというふうに思っておりますが、それは、認識は、今私が確認しておるのは合っていますよね。ちょっとそこがなんか、さっきちょっと私聞かせて、やり取りの中でちょっとそういう言葉が出たんで。そういうことがあったから、伊藤さんは、どちらかという、住民投票の結果を尊重して、我々特別委員会としてはこの耐震改修案というものを進めていくべきではないかということの御提案だったと思うんですけど、なんかそれを否定されたような感じだったんで、ちょっとそこをもう一度、えらい悪いですけど、確認させてください。

◆桑田達也 委員 伊藤委員の方から、この新築という文言が入るのであれば、現在地での耐震改修及び一部増築を入れていただかなくてはいけないという発言があったものですから、それはどういう意味ですかということをお願いしたまでのことです。新築案とは言っていません。新築案なんて言っていませんよ。新築案を我々がここで議論する話じゃありませんし。新築という言葉が、新築という言葉に対して、伊藤さんの方から、じゃあ、耐震改修一部増築という文言を出されて、そして対比をされるというようなことではないですねと。新築という言葉はこういう議論の経過を経て出てきている言葉なのかということの理解をされていますかということをお願いしたわけです。いいでしょうか。いいでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。

◆桑田達也 委員 それともう1点。先ほど、

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。住民投票の結果を尊重し、これは今、縷々議論になり、これにまともにつけてきますので私も諒といたしますが、再度、上田委員の方にお聞きしますが、住民投票の結果を尊重しというのは、実現ができる2号案という意味ではないということで確認を取ってよろしいですか。2号案はできないという基で、それはきちっと御理解をいただいて、この言葉を入れていらっしゃるという確認を取らせていただきたい。よろしいでしょうか。

◆上田孝春 委員 ここになってから、

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 ここになってから2号案の問題を云々というかたちで出すことは、私はちよっ

といかがなもんかと。2号案については今まで検討する中で、私は私なりの考え方で、うちは会派の考え方を述べたわけですから、ここにきた経過というのは、2号案、住民投票にかけた2号案をできる方法で、日本設計は原案のままではできないという1つの結果が出て、それだったらどういったかたちだったらできるのかというかたちで、調整会議で話をして、できる方法できたわけですから。だから、それに対して委員長報告をまとめるだけのことで、ここで上田さん、2号案はどうかというかたちで来れば、また前の話をしないといけんようになってくるんですが。今でも、そりゃあ、2号案に対しては、うちはうちの考え方を持っていますよ。だけど、それでは今、この時点ではその議論できないでしょうが。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 今の上田委員の発言を聞くと、逆にこだわらざるを得なくなるんですけども、住民投票の結果を尊重し、私たちが議論してきたのは2号案である、これは間違いありませんね。この2号案について第1章で述べられているように実現が不可能だったという結論について、上田委員は認めていच्छゃらないということですか。認めていच्छゃるんですね、これは。検証結果については、実現、ええ、そうですね。わかりました。じゃあ、第1章のその実現不可能という結果については認めていच्छゃって、その上でこの住民投票の結果を尊重し、というその文字そのものを受け止めればよろしいですね。はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 おおかた方向性が出たように思いますし、たいへんお互いに苦勞したわけですけども、ただ、1つここで、これは議論でも何でもありませんよ。新築の文言とか、2号案の文言とかかなり議論しましたが、理解しておかないといけんのは、上杉委員がおっしゃったように、住民投票を尊重し、でもどっちでもいいという意見で趣旨が同じであれば。ただ、この検討委員会で検討されていないのは約30億という変更案をどうすべきか、という議論をしていませんね、全く。本当は、本来あってしかるべきだったかもしれませんよ。だから、そういうことをぐるぐる議論を巡らせておりますと、いろいろなことに波及してきますんで、上田委員が言われたことを基本にして、どっちでも構わんっておっしゃっていましたが、私はやっぱり住民投票を基本にするということは、第一義の正道だろうと思っておりますんで、その文言で、もうやっぱり蒸し返したような議論はせずにまとめる方向で皆さんどうでしょうか。私はもう強くそのことを、議論間違っていたら指摘してくださいよ。私は間違っていないと思っておりますけども、そういうことで、進みましょう。もう委員長さん、お願いしますわ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。日本設計に検証していただいて、工事費が31億、設計監理料が2億2,000万、検証の結果として出てまいりました。我々特別委員会でも以前に議論しましたが、我々は工事費の金額の当てっこクイズしているんじゃないよと、その検証の結果として33億2,000万というもんが出てまいりました。これはこれとしてきちっと検証を委託したわけですから、それはきちっと報告をするということでございます。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 すいません、上紙さんもおっしゃっていたんですけど、上田委員の提案の、住民投票の結果を尊重しというのは、これは当然私も諒とすることということで申し上げました。そ

これは、あくまでその住民投票の結果というものがあって、その後に関後パブリックコメントとか、いろんな住民の意見を取り入れていくということがやっぱり必要になってくると思うんで、私としてはやっぱり住民投票の結果を尊重し且つ今後も市民の声を取り入れというかたちを入れていただいた方がより次の報告に対して、市民に対して報告するのに丁寧じゃないのかなというふうに私も思うんで、今の提案させていただきたいと思いますが、申し訳ないですけど。

◆橋尾泰博 委員長 今回の9番の最後のところですよ、ですよ。はい。市民の声を取り入れ。はい。今の島谷委員の方から9番についての1つの提案、これはちょっと伺いました。それで、今、6番、7番が終わって今度8番ですよ。それで、8番のだいたい各会派の皆さんからいただいている文言が、そこにお出しをしておる3行少しですか、こういう市庁舎の整備については情報提供を図ってきたところですよという3行少しありますよね。それで、そこで協議4というかたちでお出しをしておりますが、協議4これか、案1、案2、案3というふうなかたちで出ております。その議論に入らせていただければ、その9番にも関連をしますんで、先ほどの意見は意見として承っておきますので、その9番にいった折にそのことも審議に入らせていただきたいと思います。案1、案2を読んでいただいて、言えば今回の検証しか正直できなかったというところがありますんで、言えば1つの方向性を本来は出さなければならなかったんでしょうけども、そこまで我々の審議は進まなかったということがございます。言えば、その協議の部分はそこに記載をしておるところが中心でございますけども、御意見をいただきたいというふうに思います。上杉委員。

◆上杉栄一 委員 案の1にはこの自体、自体ということがついておるわけですし、これはちょっとそれこそ委員長報告の中で入れ込むような適切な言葉ではないというふうに思っております。基本的にはやはり説明責任を果たしていくために、市民の理解を得る取り組みが必要だということで、それはいろんな方法、手法があるわけですから、1つにはここに説明会を開催するなど、これは案1も案2もだいたい同じようですから、自体ということは、これは避ける方がいいんでないかなと。ですから、そうすれば案の2の、この調査結果を広く周知するための説明会を開催するなどということの方が私はいいのかなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。こういう審議経過も踏まえて、先ほど私が配らせていただいたペーパー、今の審議経過も踏まえてこういう対応をとった方がいいのではないかなというかたちで提案をさせていただいておりますけど、これの御意見でもいただければ。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 委員長から出されているアンダーラインの分は、耐震改修及び一部増築案の基本計画が策定されればということですが、この基本計画というのは、我々はその議会の責任の中でやる話ではないわけですし、議会の責任からすれば、その調査結果を広く周知するため、ですから、その基本計画とか、基本構想を議会がこれを説明する話ではないわけなんですわ。ですから、我々は今までの調査の経過であったり、結果であったり、それを市民に説明責任でありますから、今後のものについて、今後出来上がろうとするものについての説明の責任は我々の責任ではない。ですから、これはやはり今、委員長報告の中にあるそういった文言は、私はこれは不適切だと思います。ですから、改めてこの調査結果ですからね、これは。で

すから、それをするためにとういうことでもありますので、従来出ている協議のこの資料の4の中、この案の2で、これで私十分だよというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。言えば、そこの続くりのあとですね、市民の声を聞きながら、これがさっきその9番の何ですか、島谷委員がおっしゃった市民の声を取り入れというようなところもちよつと絡んでくるんで、ちよつと御提案をさせていただいたんですが、今の検証結果を、検証の報告をいただいた、じゃあ、それをまた具体的に我々が方向性出すようなところまでは今回無理だということで、そういうかたちにしておるんで、今の状態で市民説明会開いても、ただ検証結果を報告するというだけであって、そのタイミングとして、やっぱりその次の、だけど、説明会をするタイミングとしてその耐震改修計画の基本計画がまとまった時点で市と議会と一緒に説明したらどうかというような、ちよつとこの今の審議の進み具合から見てその時期的にはそういうタイミングなのかなという思いがしたもので、そういう表現にしたんですけども。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 そこまで限定する必要はないんじゃないかと、今後の方向として、それは市当局が基本計画等々作られれば、これ市の責任でされるというふうに思っております。議会の責任としては、今までのこの検討経過、あるいは検討の結果を市民の皆さんに知らしめる。これはただ単に説明会をすればという話ではないわけですし、もう既に議会だよりの臨時号でこれはしているわけですし、今後のそれこそ議会だよりの中でもされるでしょうし、ホームページでもされますし、ですから、ここの市民説明会にかなりこだわっておられるようですけども、ただ単に市民説明会だけがその説明責任の全てではないわけですから、ですから、ここにあるように説明会を開催するなど書いてあるわけですから、私はそれで十分だよというふうに思います。だから、内容については今後議会の中で検討されればいいわけですし、最後に今後の調査研究を続ける必要があるということで、新たなまた調査特別委員会ができる可能性もあるわけですので、それに委ねるべきであって、今の本委員会では、今後の分についてはあまり踏む込んだそれこそ内容じゃなくして、案の2で今後広く周知するための説明会を開催するというので、それで私は十分だよというふうに思いますけれどもね。

◆橋尾泰博 委員長 案2ですよ、今後はこの調査結果を広く周知するための説明会を開催するなど、一層の説明責任と市民の理解を得る取り組みを議会全体で果たしていくべきと考えますという文言ですね。はい。ありがとうございます。それで、例えば、住民投票条例の案の検討会の折に、比較検討表を作るときがありましたよね。最後、非常に共産党さんがこだわられて、やっぱり市民の声を聞かないといかんじゃないかというようなことがありましたので、私としては先ほどちよつと委員長試案として、市民の声を聞きながらその一層の説明責任と市民の理解を得る前に、市民の声を聞きながら、ということを入れれば、どっちに入れようかと。

◆上杉栄一 委員 そのことは先ほど住民投票の結果を尊重して市民の声を取り入れという文言が入っていますんでね、これでもう十分だよというふうに思っております。ですから、この市民の説明責任というのは、市民の声を聞きながらの話ではないわけですし、我々の説明責任として、情報公開、説明責任は市民の声を聞くのはまた別の問題なんですわ。ですから、いわゆる説明責任としては、今まで調査研究をして、議論をしたその内容について我々は市民の皆さん

にしっかりこれを知らしめす、これはまさに説明責任で、そのあと市民の声を聞いて具体的に市政に取り入れるというのは、また次のステップなんです。だから、私はこの報告については、市民の声を取り入れるという話はちょっとこの説明責任の中ではちょっとそぐわないというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 この委員長案なるものが示されて、それがなんかたたき台のようになっているんですけども、これは先ほど指摘されたように、既に決まったことまで改ざんをされている。それから、全然今までの案の中に入っていないことがいっぱい出てくるというようなことで、これをたたき台にすると非常に面倒な議論になりますので、私はこれ撤回していただいて、あくまで今まで話されてきた決定された内容と、今そういう住民投票の結果を尊重するか、あるいは市民の声を聞きながらとか、そういう個別の入れ込み、あるいは修正でやっていただきたいというふうに提案します。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 委員長から出されている文章、さっき副委員長の方から話がありましたけども、我々はあくまでたたき台として1～9までのその文言についても一文字一文字確認をしながら積み上げてきたところですよ。ですから、やはりこれを1つのたたき台、素案とするようなかたちで、それで構成していただきたいというふうに思いますし、そうしないと、委員長が出された文にすると、また改めてここで議論しなきゃいけない話になりますので、基本的にはこの2枚のペーパーもの、それに併せて協議の3、4、これを入れたものを文章として出して、報告として出していただいて、それを改めてその文章の綴りであったり、あるいは文脈であったり、文言であったり、言葉であったり、そのあたりをチェックする、それで私は十分だというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。御議論としては承ります。言えばこの例えば、だから、それで、今8番の協議の4のところですか。それで、案2ということで、皆さんの御意見が集約できたというふうに委員長としては判断をさせていただきますけども、よろしいですかね、はい。それから、次9番ですね。先ほどのちょっと議論に戻ってまいりますけれども、9番、今4行ありますね、その中で2行目ですか、市庁舎整備は喫緊の課題でありと、その次の続きですけども、先ほどでてまいりましたのが、住民投票の結果を尊重し、且つ市民の声を取り入れ、今後も調査研究を続ける必要があるものと申し述べ、鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会の最終報告といたしますという流れでしたね。この且つという言葉もう少し柔らかな言葉に変えられないですか。

◆房安 光 副委員長 ちょっと。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 喫緊の課題であり点ですね、その次に住民投票の結果を尊重し、それで、ここまでそれ入れる。はい。それから今後も市民の意見を云々というのを入れ込んだらいいじゃないでしょうか。そしたら割と続きもいいんじゃないかなというふうに思います。うん。だから、そこの表現は聞きながら、とか、取り入れとか、今まで出てきたからそれは、じゃ、

どれにするかということは決めていただかないといけません。

◆橋尾泰博 委員長 そうしましたら、もう一度復唱いたします。本委員会報告をもって鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会の調査を終了することを委員会全員で確認いたしましたところでございますが、市庁舎整備は喫緊の課題であり、住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて、調査研究を続ける必要があるものと申し述べ、鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会の最終報告といたしますという流れになってまいります。というようなかたちで、皆さんの意見を集約すればそういうかたちになりますが、いかがでございましょうか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 確認をさせてください。住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れてということになるんですけれども、これは、先ほど、言葉にはこだわらないとかっていう意見もありましたがすごく言葉ってというのは大事であって、何、何、どういう意味を含んでいるのかというところが私は本当に引っかけます。それで、先ほども言いましたけれども、結局、今後調査研究を続けることに至っては、現在地での耐震改修の対策等、ここでの全面改築ってということも視野に入れて選択肢として、そういったことを残してのこういう、この委員会としてのまとめになるのかどうかっていうのをちょっと確認させてください。

◆橋尾泰博 委員長 今、伊藤委員の方から、確認の意味でということでありました。委員の皆さんの御見解をお聞きをしたいと思います。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 新築があるとかないとかではなくして、ここに書いてあるように、住民投票の結果を尊重してということは、いわゆる住民投票では現地建替え、それから改修という話が出とるわけでしょう。ですから、それは尊重するという事なんです。別にその中に括弧書きでどうのこうのという話じゃない、新築はやる気はありませんよってという話じゃないわけ。だから、住民投票の結果を尊重して、且つ今後市民の声を取り入れて、それで調査研究するという話でしょう。それをここで我々は、その新築案はこれはノーと言うのか、イエスとか言うのかというようなそういう確認をするんですか。確認より何よりも、この新築案ってという話がここで議論はされてないんでしょうが。そんな話をすると話がまとまりません。どういう、どうこだわってそのもの、どんなこだわりでそんなことを言われるのかなあとって、私不思議でかなわん。

◆橋尾泰博 委員長 ニュアンスとか、認識の度合いの話だろうと思います。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、日本設計の報告にここでの全面改築という可能性もありますよと、そういうものが出されましたよね。でね、そういう報告があって以降ね、ほんとにこの委員会の外で、外でね、市長を筆頭にですわ。そういった意味深なと言いますか、本当に市民に誤解を与えるような発言もされてきています。だから、私はそういう報告が出て、報告書にはあるけれども、でも、あくまでも住民投票の結果はこの現本庁舎の耐震改修及び一部増築ということなわけなので、この方向でやっていくんだと、そういうことをこの委員会が意志表示をしないと、私は市民がほんとに混乱したままだということでこだわっているんです。だから、確認をさせていただきます。

◆橋尾泰博 委員長 はい。はい、上杉委員。

- ◆上杉栄一 委員 市長があるいはマスコミがあるいは市民がどう言っておられるかは、それは別として我々は議会の権威と議会のその権威の中で、あるいはこれは議会運営の中でしっかりこれ議論している話なんですわ。ですからここに、たらとか、ればとか、そういうことを入れ込むような余地はありません。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 はい。では住民投票の結果を尊重して現在地で耐震改修及び一部増築をやっていくということで確認をさせていただきました。
- ◆橋尾泰博 委員長 今、事務局の方は文章を整理してもらっているのかな。どれくらい時間かかりますかな、あまりかからんね。今、以上をもって、1番から9番まで一応確認が済みました。それで修正をして合意をとったところも含めて、今、文章を1枚のペーパーにまとめていただいております。特別委員会の、前の、ですからペーパーができたからお渡しをして、それで最終確認をさせていただくということで。はい、上杉委員。
- ◆上杉栄一 委員 文章はここにできとるわけですしね、これをつなげる話でしょうし、それから協議3、協議4のそのあたりを入れ込む話でしょうから、ここで確認はそれはそれでいいと思いますけれども、大きなそれこそ誤字であったり、脱字であったりそれ以外はもうこのまま入れていただければそれで結構だというふうに思いますので、この委員が全部雁首揃えて、これをその確認する必要は私はないと思います。あとは、正副委員長でチェックしていただいて、それを最終的には委員会報告、委員長報告に出すということで、私は諒とします。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。
- ◆房安 光 副委員長 基本的に上杉委員の言われたとおりでいいと思いますが、これはいつも常任委員会等でもやられておることですけれども、確認のために委員の皆さんがたにはその案をファックスで送付させていただきました、あ、できた、そうですか。はい、はい、ありがとうございます。
- ◆橋尾泰博 委員長 今、整理をさせていただきましたペーパーをお配りをさせていただいております。お目通しをいただきたいと思います。お目通しをいただきましたでしょうか。1つ確認というか、ちょっと御意見を聞かせていただきたいというふうに思いますけれども、2枚目の、最初のこれらのことについてということで、ずっと下ってまいりまして、日本設計さんの検証ですよ、工期が2年半となることが指摘されました。今後の課題としていろんな課題が出されました。また、新築の可能性があると、何だったですか、あるとする参考意見も示されましたが、え、どこですか、ちょっと違う部分がありますね。検討という言葉はなかったですな。基本計画、可能性が、新築の可能性が基本計画時に、なんかちょっと、計画時に、はい。
- ◆上杉栄一 委員 文章は新築の可能性があるとする参考意見も示されましたが、ということだったです。
- ◆橋尾泰博 委員長 検討すべきなかったですよ。
- ◆上杉栄一 委員 はい、ないです。あるとする参考。
- ◆橋尾泰博 委員長 参考意見も示されたが。

◆上杉栄一 委員 だから、検討すべきが、これを取ってください。

◆橋尾泰博 委員長 示されましたが、これについてのという言葉はなかったですね。

◆上杉栄一 委員 これについての、いや、ありました。これについての意見はまとまりませんでしたということ。

◆橋尾泰博 委員長 示されましたが。

◆上杉栄一 委員 はい。

◆橋尾泰博 委員長 これは生きてるんですね。

◆上杉栄一 委員 これについて、はい。だから。

◆橋尾泰博 委員長 それで、はい。ありましたよね。あとですね、建物性能にかかる事項、これがこのあとにくる。きて、さっきの私の字句の整理の中ではちょっと違うんだよな。さっきの基本計画時に調査すべき事項が示されました。その下にも参考意見も示されましたっていうようなことで示されました、示されましたってなっておりますよね。だから、さっきは調査すべき事項などで、それで点を打って事項か、事項で切って、それを消して行って、また新築の可能性があると参考意見も示されましたが、これについての意見はまとまりませんでしたっていう流れじゃなかったですか。

() 案2でしょう。

◆橋尾泰博 委員長 うん、案2だったんだけど、うん。それで。

() 協議の③の案。

◆橋尾泰博 委員長 うんうん、そこなんですけれど、検討すべき、

() それを入れるか、示されたからずっと続く。

◆橋尾泰博 委員長 うん、そうそう。それで、なんか整理したような。とこなんですけれど、何て言うんですかね、うん、そうそうそう、それで、なんか整理したような、やっぱり生かさないといけんかな、参考意見を示されましたが、これについての意見はまとまりませんでしたと、それで、これについての意見はまとまりませんでした。それで、次に市庁舎の方、市役所の分が来ますよね、それで、ここを続くりをきちっとわかるように分けてほしいということで、この鳥取市の分を下げたんですが、意見はまとまりませんでしたという、それで、以上が日本設計による調査業務を委託した報告でありますと、ということで、それで、またというんで続けたらどうですか、いや、続くりを明らかにわかるように分けてくださいという意見の中で、そういう提案を、いや、だって、さっきからこの中の文言を入れたり引いたりしているわけでしょう。だから別に、それを私が言ったのをすべて委員長が言ったから駄目だということ、みんな委員の中で、皆さんで御議論してやってもらっているでしょう。はい。

◆上杉栄一 委員 私は最初に、たたき台の中の1番から8番、9番までの分で文章化すればいいということでありましたし、ここには、なおということで、次に必要なことが執行部より示されましたと、これは新たに確か執行部よりというのはついてなかったというふうに思うんですけども。

◆橋尾泰博 委員長 なかったです。鳥取市と最初はなっていたんですかね。

◆上杉栄一 委員 いや、いや。

◆橋尾泰博 委員長 違うか。

◆上杉栄一 委員 それはついてない。だから、執行部より示されたということで、十分それは理解できます。ただし、それに、それで、調査案についての報告は以上だというようなことは、これ今、議論してやっとこれ、まとまった中で、また新たな議論をするような話になりますから、それは委員長が議事整理、あるいはこの委員会の運営からすればまとめていかなければならない話でしてね、これを、新たにそれを提案するという話になってくると、せっかくまとまった話がまた議論するような話になりますから、ですから、今のこの文章で、なおから以下で、執行部より示されましたということで、これで十分それは理解できると思いますよ。

◆島谷龍司 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷さん。

◆島谷龍司 委員 この文章見たらわかるとおり、上から4行目ですよ、その報告書ではというふうに、ちゃんと調査業務の報告書が提出され、その報告書ではちゃんと文章に入っています。ですから、もう委員長が言われたのは、それにまた、屋上屋をつなげるような文章表現になると思うんで。

◆橋尾泰博 委員長 いや、私は、決してそんな思いでなしに。

◆島谷龍司 委員 だからここでは、うん。

◆橋尾泰博 委員長 わかりやすいようにと。

◆島谷龍司 委員 ここでわかると思いますので、私は要らないと思います。

◆橋尾泰博 委員長 ここの文章で、この報告書ではでしたかな、報告書はじゃなかったですか、この間整理したときは、皆さんから御意見をいただいて。この間、ここの2号案の実現不可能云々というところのやり繰りの中で、その報告、私のメモをとってですよ、私のメモでは、その報告書は、2号案は実現不可能であり、何が。では2号案のまま、そういう、この間皆さんからいただいた御意見の中で、私のメモがそういうふうになって、それで、ここも実現できないことが明らかになりました。2号案を実現可能にするため、条件を一部変更した案では、これは、これで読んでおかしいですな、別に、がを入れるとかしてつなげるということではなくして、できないことが明らかになりましたが、2号案を実現可能にするため、条件を一部変更した案ではというような、そういう続き方もあるかと思うんですけども、どっちがすっきりわかりやすいですかね。だから、最終的に1枚のペーパーになったら、もう一度こう見て、続きりを直してつなげていきたいと思いますよということ、前にも言っておりますし、それを、もう副委員長自ら、もうやめましょう、やめましょうという話だったら、はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 今、続きりをということで、おっしゃっていますんで、ちょっと私の意見を言わさせていただきます。あくまで、ここでは、検証結果をまず出したわけですから、その報告書が2号案のままでは実現できないことが明らかになりました。これがまず1つの文章として完結するわけですよ。それで、これを、がとか、そういう接続詞でつなげるということになると、文章自体があやふやなものになってしまいます。ですから、私は、ここは明らかになりました、この文章のまま、この案のまま文章になりました。2号案を実現可能にするため、これで、もう文章として綺麗に整っていると思いますんで、私はこれでいいと思います。

- ◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。
- ◆房安 光 副委員長 これは既に、今、島谷委員が言われたように、議論をしたことであって、第1章が検証結果なんですよと。だから、第1章と第2章を続けるんじゃなくて、第1章で一旦切ると、ということはもう確認されているんです。だから、つなぐ必要はないんです、全く。これは決定事項なんですから。
- ◆橋尾泰博 委員長 一応いただいたんで、多分落ち度はないと思いますけれども、もう一度、委員長、副委員長で間違いのないようにチェックをさせていただきたいというふうに思います。それから、大変遅くなっておりますけども、もう1点、御審議をお願いしたいと思います。報告書の取りまとめということに結論が至りました。それで、先日、皆さんに御審議をお願いしたいということで、陳情でございます。鳥取市庁舎整備についての陳情が出てまいっております。それで、この陳情第13号、これの審査に入ってまいりたいと思います。この13号の陳情について意見のある委員のかたは挙手をお願いをいたします。はい、上田委員。
- ◆上田孝春 委員 先日も申し上げましたけれどもね、この趣旨が、住民投票は無効であったという宣言しろというかたちで来ておりますからね、この文言を1つとっても、私は採択にはならん、不採択というかたちで、不採択という考え方を述べさせていただきます。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、その他ございますか、御意見。はい、房安委員。
- ◆房安 光 副委員長 最終案がまとまりまして、今後の議論は新しい調査特別委員を作って、市民の意見を取り入れながらやっていただきたいということになりましたので、白紙撤回する、しろということに賛成して採択しろとは言いませんけど、出てきた最終的なものが、結果的にはそうなっちゃったなということも、なしとは言えませんので、ここは、次の特別委員会の議論を見守るということで、私は継続審議とすることを提案します。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。
- ◆島谷龍司 委員 私も結論としては継続審議でいいと思うんですけれども、言われていること、これはほんとに申し訳ないですけど、議会の結果責任と言いますか、結果として、その2号案ができなかったという責任を痛感に感じています。そういう思いもあって、この点についていろいろと今後も継続審議の中で話をすべきだと私は思っております。ですから、私としては、房安委員と同じように、継続的に審議すべきだというふうに思っております。
- ◆橋尾泰博 委員長 お二方から継続審議という意見が出たわけですがけれども、継続審査で、継続審査にする理由というか、もう少し明解な意見いただけませんか、思いはわかるんですけど、採択をしようが、不採択にしようが、継続審議、審査しようが、やっぱりそれなり理由を持ってこの委員会の総意というかたちで結論とらんといかんので。桑田委員、はい。
- ◆桑田達也 委員 今、お二方から継続審査をとる御意見がありましたから、まずは継続審査をするかしないかということで諮っていただいて、そのあと継続審査ということになれば、が採択されれば、その理由というのを明確にそこで示していかないといけないということだと思っておりますので、まず継続審査が、声が出れば継続審査を諮っていただければいいんじゃないでしょうか。その上で、その結果を受けて、その理由を説明するということだと思っております。
- ◆橋尾泰博 委員長 私としては、別に後付けで理由を考えられんでも、継続審査を求められる委

員の皆さん、こうこうこういう理由で継続審査というようなかたちで御意見いただければありがたいですけど、はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 委員長、明確な理由というふうにおっしゃいました。この陳情について、陳情趣旨の中に、瑕疵のある選択肢で、という文面がございます。先ほど、私が言ったように、議会として2号案自体が実現できなかったということ自体はもう確認されたわけです。これは議会としての案を出した中で大変重大な瑕疵があったのではないかというふうに思われても仕方がない、この文面と言いますか、この結果だったと。それについて、今後どのような瑕疵があったのかというのは、今後のまた、継続的に考えていただくという話は今後もあると思いますので、私は先ほどから申し上げたように、継続審査でいいんじゃないかというふうにお伝えしたわけです。ちょっとわかりにくかったですか。瑕疵のある選択肢を出したということ自体が、これ法的なことになってしまうんですけども、欺罔行為による意思表示は無効だという、法的なこともあるわけですね、そのことを考えれば、ここで不採択というのを完全に言うことはできませんので、私は継続的に審査したらどうですかというふうにお伝えしているということで、これが理由です。

◆**橋尾泰博 委員長** 湯口委員、御意見ありますか。

◆**湯口史章 委員** 私も結論としては、継続審査というかたちで結構だろうと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 私、前回の特別委員会で、この特別委員会がこの陳情の審査をしないといけないのかということを行いましたよね。そしたら、委員長じゃない、すいません、議長から付託をされたということでした。私は、それでも納得がいけないわけですよ、この特別委員会で、この陳情の、ほんとになぜ審査をしないといけないのか、この陳情趣旨を見ても、市民を欺いたという重大な事態について、住民投票は無効であったことを宣言し、ということが書かれてるわけですよ、こういったことは、ほんとにこの委員会で審査をすべきなのか、それと、あと継続にしてもですよ、継続審査にするにしても、ほんとにこういったことを議会として、これって本当に大変なことが書かれていますので、私はちょっと継続をするということもちょっと納得がいけないし、この委員会で扱うということも納得がいけない。でも何かしら判断をしないといけないというのであれば、私は、すいません、この陳情趣旨、2つありますけれども、上田委員が言われたように、不採択にさせていただきたいと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、上杉委員、どうですか。上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 伊藤委員が言われたこの陳情が、この特別委員会に付託されたわけでした、私もこれが、特別委員会が審査することなのかなというふうに思っているんです。本来ならば、例えば、常任委員会である、特別委員会じゃなしに常任委員会の中で検討すべき話なのかなという気持ちもしております。それから、島谷委員がさっきおっしゃったように、この住民投票は無効であったということを宣言するということについては、これは非常に慎重に、今後それこそ検討しなければならない。ただ市民を欺いたという重大な事態について、市民に謝罪し、市民が納得する責任を取ること、このことについては基本的には2号案、20億8,000万円が不可能だったということについての責任は取らなければならない。だから、そのあたりのことに

ついでにしっかりと議論はやはり続けていかなければならないということで、この委員会が引き続きこの陳情の付託先になるかどうかは別として、さらにこれは議会の中で議論を重ねる必要があるというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 桑田委員、聞いたか、継続だったな、はい。それぞれ委員の皆さんの御意見を頂戴いたしました。今、1、2、3、4、5人のかたが継続審査、それから不採択が2人というようなことでございます。この度のこの陳情でございますけれども、まだまだ今の段階で結論が出せる案件でもない、今後も調査研究をと言うか、議論していかないとなかなか結論が出せないのではないかなというふうなお考えであろうというふうに思います。言えば、そういう声はまだ多いということで、今後も調査、議論させていただくということで継続審議、審査ということで、今議会の結論を出したいというふうに思いますが、いかがでございますか。はい。それではただいま継続審査という御意見が多ございました。それではこの陳情に対する継続審査の動議が出されておりますので、まず継続審査とすることについての、賛成の委員のかたの挙手を求めたいと思います。

挙手多数

◆橋尾泰博 委員長 3、4、5ですね、はい、ありがとうございます。挙手多数と認め、本陳情は継続審査とすることに決定をいたしました。先ほどもいろいろ御意見いただきましたけれども、継続審査の理由は今後も議論を深めていかないという、なかなか結論が出せないという皆さんの御意思のようでございます。そのように取り計らってよろしゅうございますか。はい。それでは継続審査の理由は今後も審議をするということで決定をさせていただきます。大変長時間に亘り御審議をいただきましたけれども、皆さんの真剣な御議論をいただく中で、この特別委員会の報告書の取りまとめに至ったということにつきましては、議事進行で大変御迷惑をかけた点もございますが、結論に至ったということの厚く御礼を申し上げまして、本日の特別委員会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

午後8時26分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博